

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和8年3月11日（水曜日）

○付託事件 議案第13号 令和8年度壮警町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	湯浅祥治君	委員	毛利爾君
副委員長	菊地敏法君	〃	佐藤忞君
委員	山本勲君	〃	真鍋盛男君
〃	加藤正志君	議長	森太郎君
〃	長内伸一君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	厂原收君
教育長	柴田曆章君
会計管理者兼	
	石塚季男君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹君
企画財政課長	澤井智明君
企画財政課参事	蛭名雄一君
住民福祉課長	上名正樹君
住民福祉課参事	大内宏二君
産業振興課長	篠原賢司君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	山崎清輝君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長（兼）	土門秀樹君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長（兼）	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開会の宣告

○湯浅委員長 これより令和8年壮警町議会予算審査特別委員会を開催いたします。

◎開議の宣告

○湯浅委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○湯浅委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において佐藤恣委員、菊地敏法委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○湯浅委員長 第1回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第13号から第18号までの令和8年度各会計予算についての6件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付しました案のとおりといたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第13号

○湯浅委員長 議案第13号 令和8年度壮警町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。一般会計、見開き32、33ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、34、35。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 36、37ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 38、39。

○佐藤委員 39ページ、7、職員研修事業について伺います。

壮警町の各年度の当初予算でこのハラスメントの研修が取り上げられたのは3年

前の令和6年度からハラスメント研修委託料として30万円、7年度も同じく研修委託料で30万円、そして8年度も同じく30万円を計上しています。この研修のきっかけは、あまり過去に遡って言うのは申し訳ありませんけれども、令和4年11月に職員が鬱状態と診断され、その後産業医から上司からの長年の言動と当該職員の鬱状態との間にはかなり程度の因果関係があるとの所見が出され、当該職員の鬱状態の間こういう状態が見られたと。その後このことはパワハラ行為に当たると整理されて、令和5年3月16日に開催された令和5年第2回臨時会で説明がありました。その後パワハラ再防止のための職員研修の柱は、先ほども申し上げましたが、6年、7年、そして8年と継続して研修委託料として30万円ずつ計上されてきました。現在提案された予算案について審議するのですけれども、この予算が提出されるまで担当課が8年度の事業の取組についてまとめ、その後副町長、町長の査定後、今回議会に提案されたものと私は理解しております。このように職員の研修で3年連続してハラスメント研修委託料を提案したことは、まだ職員の認識だとか研修が足りないと判断されたからではないかと私は推測しております。このハラスメント研修委託は、現副町長が就任したのは令和5年7月1日付でしたので、その後の職員研修の内容は承知していると私は考えます。正式にこの予算書でハラスメント研修委託料を計上して6年、7年とこのように計上されてきたその研修の取組内容、また8年度も同様に研修委託料を計上していますが、8年度はどのようなことを研修委託するのか、私はこのことについて副町長に伺いたいと思います。

また、この予算案を提案するのは町長ですので、このような研修委託を計上して、今審議といいますか、質疑を交わしているのですけれども、この提案についてどのような観点からこのような予算が計上されたのか、これについて併せて伺いたいと思います。

○副町長 ハラスメント研修につきましては、令和8年で3年目の実施という形になりますけれども、すみません、ちょっと記憶違いかもしれません。令和6年度実施の際は、管理職を対象に実施したかというふうに思っております。7年、それと8年度におきましては、対象を職員全員という形に広げて実施をしていくという形で考えております。職場においてこういうハラスメントあってはならないということ、これはいつまで実施するかというのはありますけれども、こういうハラスメント研修ということで頭出しは今後するかどうかは別にしましても、いずれににしても職場からのそういうハラスメントをなくすという意味ではいろんな場面でこういう研修の実施が必要かというふうに考えていますので、引き続き実施に当たって検討していきたいというふうに考えております。

○町長 答弁重なるところ多いかと思いますが、令和5年の事案への対応を教訓として再発防止に取り組んでいくと、継続して取り組んでいるということでご理解いただければと思っておりますし、職員の皆さんが働きやすい職場環境づくりに努め

る所存でありますので、そういったことで予算を提案しているということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○佐藤委員 今の答弁、8年度はどのような内容で考えているのか。私はこのページで3つほど質問予定しておりますので、これで2回目になってしまうので、もう一つ付け加えて、ハラスメントとは違ったこととお聞きしたいことがありますので、述べたいと思います。

39 ページ、総務費です。これの自治会業務に対して自治会の育成交付金が交付されております。私たちの自治会も十数万円の交付金をいただいて、そしてそれを有効に活用させていただいているのですけれども、調べていくと平成16年から22年までの予算書を開いてみるとずっと同じ220万円です。この金額はいいとしても、この育成交付金はどのような観点から配分されているのか、これについて、これは企画財政ですか、分かりませんが、担当のほうから説明を求めたいと思います。

○総務課長 ただいまハラスメントの研修の内容についてご質問ですが、それ私のほうからご説明申し上げます。

先ほど副町長からご答弁申し上げましたように、本年度につきましても管理職、一般職ということで以前もやった研修、これは回数をやはりやる必要があるということで一般職、管理職を対象に知識の内容とか、あと説明、振り返り講習とか、要はそういうものを、ハラスメントに対して正しい知識、管理職だけではなくて一般職に求められる対応とか、各職員がそちらについて再度認識を高めるための研修をやっていくような形で今考えてございます。

○企画財政課長 私のほうから自治会育成交付金についてご答弁申し上げます。

自治会の育成交付金につきましては、会員数等に応じて交付金を交付することによりまして自治会活動の停滞を防止するとともに自治会の基本的な活動の実施を保障し、自治会の育成を図るということを目的に配分、配付しているものでございまして、その配分の観点といいますか、配分方法なのですけれども、基本的には予算の範囲内ということで、委員おっしゃられたとおり、ここ数年ずっと220万ということで予算計上させていただいておりますけれども、そちらを大きく3つに分けて振り分けておりまして、1つ目が会長活動に関すること、2つ目が役員活動に関すること、3つ目は会員活動に関することということで大きく3つに分けておりまして、会長活動が220万のうち10%、役員活動につきましては20%、会員活動につきましては70%という形で配分しておりまして、それを会長活動をまた細分化しております。会長活動につきましては3つのことで配分しておりまして、1つ目が距離割、それが10%、会員割が70%、均等割が20%ということで、距離割につきましては自治会長様のご自宅から役場までの距離に応じてそれぞれの自治会によって案分して算出するということで、会員割につきましても70%でございまして、令和7年度でいきますと853世

帯の会員がごございますけれども、それぞれの自治会の会員数に応じてその70%を割り振ると、均等割につきましては単純に32自治会で均等に割り振っているものでございます。役員活動につきましては、均等割と班の数によって振り分けておりまして、均等割が10%、班の数による割合が90%ということになっておりまして、班の数につきましては全体で112班あるものと認識しておりまして、その数によって割り振っております。会員活動につきましては、均等割で10%、会員割で90%という形になっておりまして、均等割は同じく32自治会で均等に割ったもの、会員割につきましては先ほど言いました853、令和7年度につきましては853世帯で90%を割っているもの、それを積み上げたものをそれぞれの自治会に配付しているものでございます。

自治会活動につきましては、住民同士が親睦を深めて生活上の課題解決や安心、安全なまちづくりを自主的に行う団体というふうに認識しておりまして、主な役割につきましては防災であつたり防犯活動、清掃、環境美化、お祭りであつたり交流イベントの開催、高齢者の見守り、行政情報の伝達など、地域の連帯感と住環境の維持、向上に不可欠な活動というふうに思っておりますので、特に災害時の相互支援や高齢社会における孤立の防止ですとか日常生活での防犯、環境維持など、住民が安心して生活できるための基盤を支えるための重要な役割であるというふうに認識しておりますので、そちらのほうを下支えする意味でも交付金を配分しているというものでございます。

以上です。

○佐藤委員 配分方法は理解しました。やはり行政も各自治会がどのような活動をしているのか、そういう状況を知ることが必要でないかな、そういう気がしてなりません。ただ形式的に戸数だとか、そういうことでやるのも一つのそれは方法ですけども、そういう活動状況を承知した上でいろいろと配慮していただきたいな、そんな気がしてなりません。

そこで、3点目になりますけれども、その下に2として広報広聴業務というのがあります。そのことについて伺いたいという気がしてなりません。私は、自治体にとって広報広聴活動は大切な行政サービスの一つと認識しております。毎月発行の広報そうべつに添付されているまちのカレンダー、このことについては前にもお話ししましたけれども、このような例がありました。何年とは言いませんが、2月号で行事の紹介をしていた。その行事は3月にある行事です。けれども、3月号の行事の中にはそれが紹介されていない、取り上げられていないというのを私は何件か見ております。ですから、私は壮瞥町には、火山の恵みといいますか、何と言っていいかわかりませんが、防災無線があります。それを活用したいろいろな行事の周知、簡単な、長々としたものでなくて短文で案内するようなシステムを私はつくっていただきたいな、そんな気がしてなりません。

それから、町にはホームページがあります。私も今朝開いて見ました。ずっとでき

るだけそれを見るように心がけているのですけれども、何か町に申し出ると、それはホームページに書いてありますよなんて言われるのです。けれども、壮瞥町の人口、2,300弱の人口、約50%近いのが高齢者です。ホームページを開いて見るような方はどの程度あるのか。そんなことを考えるともっと広報の在り方について考える必要があると私は常日頃考えております。その一例として、2月5日から6日、エゾシカの一斉捕獲についてホームページに載っておりました。町民に対しての注意喚起でした。案内は、山林への立入りに注意してくださいと、捕獲を行うので、注意してくださいということが書いてあったのですけれども、どうでしょう、そういうのは皆さん行政に携わっている人は見ているとは思いますが、一般町民はそこまで開いて見ない。だから、私は防災無線を使ってきちっと、こういう形で一斉捕獲やるので、山林に入るときはご注意くださいというような言葉でのPRといたしますか、周知方法があるのではないかと。

それから、町には数多くの計画書があります。私はできるだけ計画書は印刷してとじているのですけれども、その枚数も、例えば先日の一般質問で防災計画のことをお話しし、質疑を交わしましたがけれども、その防災計画だけでも238ページあるのです。それ読むの大変です。ですから、そういうものを行政のほうでプリントアップして、町民がよく利用している山美湖などにきちっと行政資料としていつでも町民の皆さんが見れるような形で取り組むことが必要でないか。私は昔現職の頃、社会教育に携わって管内の社会教育主事といろいろな交流、研修に参加しており、あの大きな苫小牧市では市立図書館の中にきちっと行政資料として市民の皆さんの目に触れるような形を取っていますよと聞きました。もう30年も40年も前のことです。ですから、きちっとそういうものを印刷、製本して町民の皆さんがいつでも見れるような状態をつくっていくことがやはり私は広報広聴活動の一つでないかと考えておりますので、この点の取組、そんなの作ったって何人見るのだからということを考えるかもしれませんが、こういうのがあるから見てくださいというようなPRもやはり必要だと思いますので、ぜひ実現してほしいなということで39ページの質問を終わりたいと思いますが、今申し上げたことについてどのようなお考えを持っているか伺いたいと思います。

○湯浅委員長 佐藤委員、質問は簡潔によろしくお願いします。

〔発言する者あり〕

○湯浅委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

広報そうべつにおける行事の紹介なのですけれども、掲載する時期的なものが適切でないというような意見がまず1つ目だったかと思うのですけれども、掲載する事業によっては広報の原稿の入稿日と実態とかと合わないこともありますので、事後報告であったり、そういうのもないわけではないのですけれども、その辺につきましては適宜事前に周知できるようにそれぞれの所管課と連携して広報によって住民に周知していきたいというふうに考えております。

また、先ほどホームページのお話もございましたけれども、ホームページ等々で町からの必要な情報というのは周知しておりますけれども、詳細につきましてはホームページご確認くださいというのは言っていないわけではなく、そのような形でも周知を図っているところではございますけれども、委員ご指摘のとおり、高齢化が進んでおりまして半分ぐらいが高齢者ですと、なかなかホームページを閲覧するという機会も少ないのではないかなというご意見もございましたけれども、昨今DXの推進等々でそのような媒体を使った情報発信というものが今後どんどん進んでいくということでございますので、その辺についてはそういうツールを使って情報発信していくということはどんどん、どんどんこれからも広がっていくのかなと思いますので、その場合も高齢者への周知というのはやはり紙ベースで今までどおり広報で周知するというものは並行してやっていかなければいけないのかなというふうにも思っておりますので、その辺はご理解していただきたいというふうに思っております。あとは、ホームページもそうですけれども、防災無線も使った情報の周知というのもやっておりますけれども、あとはリアルタイムに情報を伝えるということで、昨日の議会の中でも菊地議員のほうからご質問もございましたけれども、ラインを使った情報発信というようなものも今検討しておりますので、そのような形で防災無線も含め、並行して情報発信に努めていきたいなというふうに考えております。

もう一点、壮瞥町において策定している計画書についても基本的に今のところはホームページで見れるようにはしているということでございまして、そのような形で公表はさせていただいております。体制としましては、閲覧用にそれを主要な箇所に閲覧場所を設けて置いておくというようなことはしてはおりませんが、その辺の必要性につきましては、閲覧していただいたほうがいいようなものがあるようであればその辺の取組については今後ちょっと検討して、必要あるのかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○長内委員 2点お伺いしたいと思います。

職員研修事業の市町村職員外国派遣研修負担金 10万円予算化されております。これは、昨年の予算書も見ると多分毎年ではなくて何年かに1回実施されることなのかなと、その狙いと、もし方向性が決まっているのであればどういう方面に行かれるのかという点お伺いしたいと思います。

それから、もう一つは、自治会業務の自治会育成交付金に関わってお伺いしたいと
思います。今同僚議員からも質疑がありまして理解させていただいているのですが、
以前にも質問したことがございますけれども、これは全国的な傾向で自治会に入らな
い世帯が全国的には非常に増えていると、そして同時にまた自治会の役員の成り手も
非常に成り手が少ないといえますか、そういう方がなかなか確保するのが大変だとい
うような、これは全国的な傾向というふうに伺っておりますが、当町として実態とし
てはいかがなのかという点をお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

海外研修につきましては、狙いにつきましては人的交流とか知識や経験を積んで資
質の向上につながることを期待して、環境、防災、産業とか福祉、いろんな分野の部
分を研修視察するというところで、こちらにつきましては北海道の市町村振興協会とい
うところが主催しております。そちらのほうは令和8年度につきましては9月にイタ
リア、スイスの方面に行くということでお話を伺っています。そちらのほうに参加す
るということで今回海外研修の予算のほうを措置させていただいております。

以上でございます。

○企画財政課長 それでは、私のほうから壮瞥町の自治会の実態についてご答弁申し
上げます。

委員ご指摘のとおり、自治会組織の運営というのは、その辺の衰退というところ
につきましては、自治会組織の運営の衰退というものは全国的な課題になっているとい
うことでございまして、そちらにつきましては役員の高齢化であったり、担い手不足、
あと住まわれている方の生活スタイルが変わってきているというところ、日中いない
ので、そういう活動できないですとか、あとはちょっと特異な例かもしれませんが
ども、個人主義化といえますか、あまり地域と関わりたくないという方も増えている
のが現状なのかもしれませんけれども、それにつきましては本町も同じような課題が
あって全国的な課題であるというふうには認識しております。

自治会につきましては、先ほども言いましたけれども、行政との連携ですとか相談
等など、特に先ほども言いましたけれども、災害時の関係ですとか、その辺で十分に
機能していただきたいというのも我々の考えでもございますけれども、住民が
安心して生活できるための基盤を支える重要なものということで住民がそれぞれが
活動していければなというふうには考えておりますけれども、やっぱり人口減にも伴
って自治会組織がなかなか成り立っていないというのは現状でございます。その辺も、
今後の自治会組織の運営については様々方策はあるのかもしれませんけれども、今
のところは具体的な検討には至っていないところではございますけれども、自治会同士
で活動と一緒に取り組んでみるだとか、その辺もそれぞれ自治会の考え方ですとか、
それぞれが活動している内容が違ったりですとか、そういうところもあってなかなか
難しいところもあるかもしれませんけれども、自治会の活動の維持、確保については

その方法をこれからもちょっと探究していきたいなというふうには考えておりますけれども、あと自治会長会議というのも毎年開催させていただいております。それも過去には自治会連合に加盟されている自治会の役員の方というのはおおむね大体出ていただいていたところなのですが、最近では半数ぐらいしか出席していただけていないという現状もございまして、自治会としての活動の認識も町民の中でちょっと薄れてきているところもあるのかなというふうには思いますので、自治会組織、その運営、それが住民それぞれに役に立つ活動というふうにも思っておりますので、その辺の活動の重要性についてはこれからも啓発していきたいなというふうには考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○長内委員 1点目の海外研修の部分については理解したのですが、イタリア、スイス、ヨーロッパということなのですが、10万円の研修負担金ということなものですから、随分近い国なのかなと思っていたのですが、遠いところへ行かれる予定ということで、イタリア、スイスというのを選定した理由が分かれば併せて伺いたいのと、それとこれ多分全道の市町村職員の事業でございまして、そこまで把握していないかもしれませんが、もし狙いが分かればお聞かせいただきたい。それと、10万円では大変、今非常にヨーロッパ方面行くと旅費は相当高いと考えられますので、これは個人負担、積立て等があって行政の負担は10万円というふうに抑えている、確認として伺いたいと思います。

それから、自治会育成交付金に関わっては、今答弁ありましたとおり全国的な傾向、当町もそういう傾向があると、なかなか役員の成り手不足という部分もあるし、高齢化ということも併せてあって、当然それによって、これは自主組織ですから、強制的に行政がこうやれ、ああやれとかという組織でもないのかなと思っております。でも、今答弁の中にもありましたとおり、先立っての同僚委員の中にもありましたとおり、これはやっぱり単なる自治組織というだけではなくて行政と非常に、車の両輪といいますか、行政で伝えられない情報や地域の持っている課題等の収集ということもありますでしょうし、当然近年は高齢者の単身っていいですか、そういう世帯も独居老人の問題も含めて非常に増えてきていると、特に当町は高齢化に伴って増えてきている。いわゆる福祉的な役割ですとか、それから防災上の中で非常に災害等においても行政でカバーできないところを自治会内で地域住民に対して相互の中で防災にも安全確保のために当たっていくという重要な役割があるのかなと思っております。

そういう観点から、今ありましたとおり連自治会等でも当然議論されているのかなと思っておりますけれども、そういう部分で、加入していない世帯もたしか前回質問したときに一定程度あってということもあるので、そういう部分を含めて連自治会や各自治会等での意見交換や課題解決に向けて取り組むことが必要なのかなというような感じがいたします。特に冠婚葬祭といいますか、特に葬儀等において以前

は地域内で行われている、町の公共施設を使って行われることが多く行われた時代から、今ほとんど葬儀場等を使って行って、そういう部分も非常にそういう機会が少なくなったり、また学校が統合、閉校によって学校との結びつきも地域としてなかなか薄くなってきたという部分でそういう傾向がますます今後過疎化に伴って広がっていくような気がします。当町としては、少ない町だからこそできる自治会と行政との連携があるのではないかなというふうに期待をするわけですが、その点についての考えを伺いたいと思います。

○総務課長 先ほどの海外研修の派遣についてご答弁申し上げます。

海外研修の選定につきましては、先ほども申し上げましたとおり、北海道市町村振興協会が主催しておりますので、そちらのほうで今年度でいくと今年はフィンランド、デンマーク、イギリスに行っているという話で、大体ヨーロッパ、過去もずっとヨーロッパ行っているような話で伺っております。以前本町でも令和元年に行ったのですが、そのときもドイツ、スイス、イタリアというところですので、そちらのほうの文化等、先ほども申し上げましたいろんな環境とか防災について勉強するということが市町村振興協会の、もともと市町村職員外国派遣研修実施要綱というのがございますので、それ簡単にはあるのですが、そちらの中でどれぐらいの日数行くとか、どちらの方面に行くとかまでは入っていないのですが、そういう形で入っていますので、そちらにのって、先ほど委員もおっしゃったように、全道の方々、おおむね大体 15 名、20 名ぐらいの方々が集まって行くのですが、そちらの方々と親交を深めながらいろいろと研修をしていくということでございます。

10 万円で行けるかという話なのですが、こちらにつきましては渡航経費とかにつきましては全額振興協会のほうで負担すると、そのうち行く市町村についてはただし参加費 1 名につき 10 万円負担してくださいねと要綱にはございますので、その分を壮警町のほうで、うちで行く場合には 10 万円負担して残りについては振興協会さんのほうでご負担いただけるので、先ほど言ったヨーロッパとかだったらそんな金額でいけないのではないかというご質問ですが、そちらの分について振興協会様のほうでご負担いただけるということでその金額で収まっております。

以上でございます。

○企画財政課長 自治会関係につきましては私のほうからご答弁いたしますけれども、委員おっしゃられるとおり自治会というものは自主組織ということで、住民それぞれが行政との連携ですとか、協力というか、見守りですとか、住んでいるところの美化活動ですとか様々な取組がありますし、壮警町でいけば防災関係というのも特に意識して生活していければなというようなことを思っています、その役割というのは、先ほど来言っていますけれども、重要であるというふうには認識はしておりますので、その必要性については引き続き啓発していきたいとは思っておりますけれども、自治会長会議やったときも自治会の運営について何かしら支障があるですとか、そう

というような具体的な意見というのは近年ではちょっとお聞きしていないところもございまして、そのような場の中でまた意見等々抽出して、これからどのようにやっていったらいいのかということについては我々も含めてちょっと検討はしたいというふうに考えています。

最後のほうに小さい町だからできることというようなご質問もあったとは思いますが、その辺についても、すみません、ちょっと具体的にはまだ考えてはおりませんが、自治会の運営という面で行きますと、やはり人口は減っていている、でも地域は自治会は広いですとか、その中で住民それぞれが連携してやるということになると距離感もあったりとか、なかなかその辺の運営が難しい自治会もあるのかなというふうには認識しておりますけれども、全体の自治会の運営には限らず、壮警町として小さい町だからできることというところについては、そちらについては行政のほうでもしっかりと整理しておきたいなというふうには思いますので、その辺の意見については今後の施策に生かしていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 それでは、総務費、40 ページ、41 ページ。

○長内委員 交通安全対策事業に関わって考えをお伺いしたいと思っております。

これはちょっと防災にも関わる部分かと思ひまして、直接予算に関わる部分で項目には上がっておりませんが、関連ということでお許しをいただければ考え方をお伺いしたいと思うのですが、議会のほうにも先般説明がありましたし、地域において説明がありました。それは、久保内の駐在所の閉鎖といいますか、部分のことでございまして、関連があるのはここなのかなと思ってちょっと考え方をお伺いしたいと思っております。議会のほうにも報告ありまして、これは北海道警察の管轄でございまして、それについて町なり住民の意見がという部分は範囲の限界は当然あるのかなと思っております。その中で、私も申し上げましたけれども、地域の中でも実は懇談会がありまして説明がありました。その際、比較的参加者が予想以上に多分道警のほうでは多いということだったので、資料が足りなくて刷ってお渡ししたということもあったり、参加者が非常に多かった。当然関心が高かったということなのですが、同時に高齢者の方が非常に参加者が多かった。

その中で出た意見では、北海道警察への日頃の感謝も含めて、そういう考えなのでやむを得ない部分もあるというような意見も当然あったわけですが、同時に不安の声もありまして、今のところ久保内に駐在されている警察官の方も壮警町としては2人体制でということでお話もあったわけですが、シンボリックな施設としての駐在所があそこになくなると、向かいには郵便局という金融機関もあるという中でいろんな面で、交通安全、それから防犯上住民としては心配されておりました。

その中の意見の中で特に多かったのが、施設が老朽化してという部分を理由の一つに挙げられておりましたけれども、老朽化しているとはいえ何らかの形で町と検討してその駐在所の施設を残して、できれば交通安全や防犯上のことも含めて生かせるような方法を考えられないかという部分の意見が随分出されておりましたけれども、これは警察としても答える部分は町としての協議も必要なわけで、安易にそうしますとは言えない、そうしませんとも言えないところが正直あるのかなと思って聞いておりましたが、まだ発表されてからそんなにならないものですから、町としての考え方もまとまっていないのかなと思いますけれども、その辺の議論についての、多分職員の方もそのときは久保内の説明会のときにはいらしたかな、いましたよね。聞いていると思いますが、それも含めて、まだ当然こうやりたいとは言えないのは分かっておりますが、それについてどう受け止めて今後どう対応していくのか、この際ですので、お伺いしておきたいと思います。

○町長 昨年の秋口からご協議をさせていただいている。方針が示されて、議会でも皆さんに道警本部並びに伊達警察署から説明をいただいたことであり、また地域では自治会単位ですとか南久保内の新年会に併せて説明会が行われたということは承知をしております、出席した職員からも、また伊達警察署の署長さん自らお見えになってこういう意見がありましたということと進捗状況についてはご説明をいただいているところであり、そのときに説明会等でいただいた意見等についても共有をさせていただいているところであります。確かに残念なことではありますけれども、受け入れざるを得ないのかなと、このように思っているのと地域の皆さんの不安がないように万全を期していくことを警察署のほうにはお願いをしているということであり、

今までの駐在の施設につきましては、今後その活用についても住民の皆さんの意見を踏まえながら本格的に検討していかなければならないタイミングになってきているなど、このように思っております、地域住民の皆さん、議会の皆さんとの協議を踏まえて施設の活用についてどのようにしていくかということを検討していきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○長内委員 北海道警察という当然相手もいることでございますので、こちらの思いだけで進められないことは重々承知の上で質問させていただいているのですが、あそこは土地は壮警町のもの、町有地として認識しているのですが、そういう中においてのいろんな道警との調整、意見交換になるのかなと思っておりますけれども、理想はやはり防犯もしくは交通安全等も含めてあそこに集まって、防犯パトロールですとか交通安全の関係も行われているという部分で、そういう部分も含めて活用できれば一番理想かなという部分も当然住民の方もお持ちなのかなと思っているのと同時に、出た

意見の中には、やはりどんどん地域も過疎化進んでいる、それを取り壊してしまうのは本当にもったいないことも含めて地域としてもどうなのかなど。ですから、防犯、交通安全のみならずもう少し広い視野で、例えば定住につなげるようなことも含めて検討していただけないかという声も出ておりました。その辺も踏まえて今後協議が進んでいくのかな。その中には例えば自治会の意見等も交換する場も出てくるのかもしれませんが、ぜひその方向に向けて住民の意向も含めてご検討いただければなと思います。簡単で結構です。答弁を願います。

○町長 今いただいた意見ですとか地域からいただいている意見を踏まえて警察、道警本部のほうと協議をして、なるべく不安のないような地域社会の形成に向けて施設の活用について考えていきたいと、このように思っております。また、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、総務費、42 ページ、43 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、44 ページ、45 ページ。

○菊地委員 防災諸費一般経費の中の全国瞬時警報システム更新工事とコミュニティFM放送局事業負担金、この2つについて質問したいというふうに思います。

まず初めに、全国瞬時警報システム、Jアラートの部分で、予算の説明でもあったかもしれませんが、この内容どういう内容だったか、ちょっと資料を引っ張り出して見ますと令和8年度の出水期をめぐりして防災気象情報全体の体系整理と個々の情報を見直しをすると、8年度から。受け手に立った情報の改善を実施する予定ということで、そのための受け手の新規の受信機の更新、これに当たるのかどうかをまず確認したいというふうに思います。

それと、コミュニティFM放送局の負担金、壮瞥町では277万8,000円ということでありまして。去年もこの質問、同僚議員から質問がありまして、令和7年度では1市3町の負担金総額で2,600万円あったというふうに思います。令和8年度のこの負担金総額の金額がどのぐらいか、それとこの負担金だけで全体の事業を賅っているのかどうか、ほかの部分でも収入が入っていて総事業費としてどのぐらいの額がかかっているのか、それを最初にお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 まず、1点目ですが、Jアラートの全国瞬時警報システム更新工事についてですが、内容につきましてはただいまもお話があったJアラートの更新工事ということで現在のJアラートの受信機を第3世代とかというものに令和9年度までに完了しなければならないということで国のほうから言われていまして、そちらに関して地域ネットワークと共用になっている部分を受信機設備をJアラート用に分離をするという、要は今の仕様を新しい仕様に変更しますから、それを各まち、全国全員やり

なさいというのがここ数年でありまして、ほかのまちも既にやっているところもありますが、本町につきましては令和8年度に費用につきましても緊急防災・減災事業債というものを活用して令和8年度事業を執行するというごさいです。

続きまして、FMの負担金についてご質問があったと思いますが、本町につきましては計上させていただいておりますとおり277万8,000円でございますが、全体で2,038万円というのが総額で、通常は各まちの負担金で賄われているのですが、伊達市が1,173万円で豊浦町が236万3,000円、隣の洞爺湖町が350万9,000円ということで、そちらを全部合わせたただいま先ほど申し上げた2,038万円を使ってこの事業を執行しているというごさいです。

以上です。

○菊地委員 Jアラートの部分では理解しました。財源として町債の総務債で710万円ということで上がっていたので、財源をどの財源を使うのかなという思いで聞いたのです。それで、それだと緊防債を使うということでもありますので、有利な財源、ご存じのとおり100%に交付措置率70%ということでもありますので、これ使うということで理解しました。ありがとうございます。これはいいです。

次、コミュニティーFMです。毎年200万以上の負担金を出して運営して、壮瞥町が負担して運営していますけれども、もともとのFM放送の目的、起源としては平成24年の11月に暴風雨のときにFMびゅーの放送が災害の情報だったり、避難の情報だったりということですのでごく助かったと、この経緯からラジオを避難のときのツールとして持っていくべきだということで発足したというふうに思います。問題は聞いている人がどのぐらいいるのかというところで、やっぱり聞く人を増やす取組をしなければならぬというふうに思います。いざ噴火とか災害あったときにこれをツールとして多くの人が使えないのであればもったいないというふうに思いますので、多く聞いてもらうための取組として考えていることがあればお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ただいまのご質問で聞く人をどのように増やしてくかということで、実際今菊地委員がおっしゃったようにどれだけの方が聞いているかという部分は、正直言って私のほうもそこまで把握はしていないのですが、先ほどもいろんな各委員さんがおっしゃっていた広報とか、あとホームページとかも使いながら、こういうものを使ってくださいねと。今菊地委員がおっしゃったように、これは防災無線、ほかの媒体だけではなくてこういう媒体も使って皆さん情報を得ることが大事、要は車に乗っているときにでもラジオとして聞ける部分がございますので、そういう部分をそういう広報とかホームページ等を使って再度PRして行って、せっかくお金二百数万毎年支払いしている関係ありますので、そういうことで町で使える媒体を少しずつ使いながらPRして聴取者をちょっと増やしていきたいなと思っております。

○湯浅委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費、44 ページ、45 ページから質疑を承ります。

○菊地委員 一人でもたくさんの人に聞いていただいて、いざというときに情報源のツールとして使ってほしいというふうに思いますので、その方法の一つとして、この質問するに当たってFMびゅーのホームページを開いて見てみますと聞くというところでスマホで聞くということです。今は、昔みたいにラジオで周波数を合わせて聞くような時代からスマホで聞ける時代になりました。この中で地域のコミュニティーFMプラス文字情報で安心、安全情報のお届けということで、こういう全国コミュニティーFM防災アプリのスマートフォン用のアプリがあるのです。この情報を皆さんに周知していただければなというふうに思います。これはFMびゅーでありますし、ワイラジオのほうもこれもスマホで聞けるということの情報もありました。特に久保内辺りだとFMがなかなか電波の関係上聞けないのですけれども、インターネットを通してスマホで聞くと鮮明に聞こえます。そういう意味では、この情報を一般の広い方にお伝えするという方向で増やしていくという方策が取れるのではないかなというふうに思いますので、ご検討のほどよろしく申し上げます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま菊地委員よりFMのアプリというのがあるということでお話がありましたが、そういう音だけではなくて、久保内地域、一応あそこにも中継局はあるのですが、やはり聞きづらいというところもありますので、そういうアプリも住民の方にご案内して、聞くことは聞けるし、そういうアプリもあるので、ご利用される方はそちらのほうもご利用くださいということでご案内のほうは今後していきたいなと思っています。

○佐藤委員 45 ページ、防災学識アドバイザー、この方に町内の団体が講師としてお願いしたときの団体の費用負担はどのように考えればいいのか、1 点目。

2 点目、災害避難バス運転手の報酬が今年度8年度 25 万が計上されておりますけれども、何か聞くところによると昨年は運転手の手配ができないので、あまり災害バスが利用できなかったということを聞いておりますけれども、8年度はどのような使用方法、また町内の団体等でもしも使用をお願いした場合そういうことはできるのかどうか、そのことが2 点目。

3 点目、今同僚からもFMについてお話がありましたけれども、壮警町はこの放送を通してどのような広報、周知活動を今までしてきたか、この点について伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目、学識経験者に講師やっていただいた場合の費用負担については、今うちでお二人の学識アドバイザーをお願いしているところですが、費用負担に関して町の主催であったりとか共催であると町としてお願いできるので、そういう場合はちょっとご相談いただいて、なるべく各団体さんに費用があんまりならないような形でできればなと考えています。そういう場合は、またご相談いただければなと思っております。

あと、2点目でございますが、町有バスの運転の関係なのですが、実際令和7年度に関しては運転手が正直いないような状態でございます、令和8年度につきましてもそういう運転できる方を探したりとか、そういう形で検討していきたいなと思っております。町内の団体様の利用に関しても、町有バスの規定ございますので、そちらと照らし合わせた上でその団体さんと協議していったりとか、そういう形で進めればなと思っております。

あと、FMもどのような内容を放送、壮瞥町としてしているかということなのですが、基本例えば選挙がありましたら選挙、この前でしたら衆議院選挙ありますよとか、あとは行事、先ほど佐藤委員もおっしゃっていたこういう事業がありますよ、広報に載っているけれども、口頭でも言ったほうがいいような内容とかを我々担当のほうで選定いたしましてFMのほうにこの内容を放送してくださいという形でお願いして放送していただいています。例えば健康診断とか、そういうものもいくつかありますよとかというものをに入れていただいて放送をかけるようにしていただいています。

○佐藤委員 防災アドバイザーの件、実は私の所属している団体で昨年、町の担当者とも相談しましたけれども、アドバイザーに来ていただいて1日指導を受けました。そのとき団体では費用負担はしなかったのです。ただし、その方に来ていただいたので、ホテルだとか旅館に泊まると現在相当高いので、私の家に泊まっていただいて、そして協力願いました。そういう面で、このようなこと、各自治会などで防災だとかいろんなことについて研修するとき、こういう形で町は協力できますよというようなアドバイザーと町民の関わりについて少し分かりやすい形で広報なども必要でないかな、そんな気がしてこのような質問をさせていただきました。

それで、避難バスの活用、これについてもやはり私は私的な団体でなくて、町内の公的といいますか、自治会単位くらいまではもしも可能であれば利用できるような、使用の規則があるということを私知りませんし、内容も承知しておりませんので、後日お聞きしたいと思っておりますので、その資料の提供をお願いしたいと思います。

また、コミュニティーFMですけれども、先ほど選挙の話されておりましたけれども、実は7日の日にオロフレスキー場のもうこれで終わりですよというような行事がありました。それ私は室蘭民報の行事の知らせで承知したのです。町のいろいろな広報活動にはそういうことありませんでした。そこで、私はそこの受付に行って、これ皆さんにどのような方法でお知らせしているのですかって聞いたら、FMを使ってい

るのですよということ聞いて、聞いてみますかなんて言われて、そういうこと言われたのですけれども、そのようにFMを町も積極的に活用していくようなことを考えていただきたいな、そのようなことを考えて質問をいたしました。

以上です。

○総務課長 ただいま佐藤委員からお話なのですが、まず1点目、防災のアドバイザーの方についても、来ていただいているお二人の先生もご都合等もありますので、そちらとも協議させていただきながら、ご都合のいいときにその団体様が都合がうまく合えばということで、そういうのもありますよということ、それは佐藤委員としてはおっしゃりたい部分はこういうのがありますよというのをちゃんと周知しなさいよというお話だと思いますので、それは何らかの形で進めていきたいなと思っています。

あと、町有バスに関しましても、先ほど後ほど規則、要綱等をちょっと見せてほしいという話ですので、そちらを見ていただいて、ただ町内にもバス会社もありますので、そちらの方の部分ありますので、その規則とか規定を見ながらご協議させていただく。

あと、最後の話なのですが、FMでオロフレのスキー場が終了しましたとかという話も、そういう形でうまくいろんな媒体を使って住民の方々にFMも大事な費用かかっている部分ありますので、利用して広報の周知の一つとして媒体として使っていただければなと思っています。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、総務費、46、47。ありませんか。

○菊地委員 公共施設管理事業の中のゆーあいの家の貯湯槽高効率化更新工事ということで、この工事内容とそのメリット、何で財源を持とうとしているのか、それをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ゆーあいの家貯湯槽高効率化更新工事でございますが、こちらは開業当初より貯湯槽というものを設置しておりますが、そちらのさびの腐食が進んでおりまして、接続配管から水漏れがちょっと生じておりますので、そちらを更新する事業でございます。財源につきましては、過疎債を利用するというところで考えてございます。

○菊地委員 財源として、補助事業があったものですから、これが使えないのかなと思ったのですけれども、環境省の部分の民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうちということで再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業ということで、この中のメニューとして貯湯槽の更新があったのです。具体的には読み込んでいないので、どういう条件だというのが分からないのですけれども、これは補助金の対応、応募できるものとしては地方公共団体があるということでありまして、

補助金の交付額が補助率2分の1、上限は年度1億円ということでありました。これに該当するのではないかなというふうに思ったのですけれども、このことについて検討していたのかどうかお聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま菊地委員がお話のありました財源については、正直言って私も認識しておりませんでしたので、後ほど内容を確認させていただいて、もし先ほど申し上げた過疎債より例えば有利な財源とか、そういうものであればそちらに切り替えたりとか、それは当然一番いい財源を町として検討していきたいなと思っています。後ほどそれは確認して、そちらがよかったらそちらに替えるとかという形もちょっと検討していきたいなと思っています。

○佐藤委員 私も公共施設について伺いたいのですけれども、今年度というか、8年度新しくパークゴルフ場エアレーション委託料というのが、今までない委託料が出てまいりました。そして120万の委託料を計上しておりますけれども、エアレーションとはどのような工法なのか。また、普通であれば工事という形で私は出てくるのではないかなと思ったのですけれども、委託にしたのはどのようなことから委託にしたのか。また、西胆振も多くのパークゴルフ場がありますけれども、このエアレーションによる改良がされている施設がもしもあれば伺いたと思います。そして、この施設、エアレーションによってどのように改善されるのか。そして、実施する面積はおよそどの程度なのか。また、委託料で見るとということは、特定の技術を持った団体等と私は考えるのですけれども、現在想定している委託先は、想定してこういうところをお願いしたいともしもあれば言える範囲で伺いたと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目、エアレーションとはどのようなものかということなのですが、パークゴルフ場今芝生あるので、そっちのほうに穴を開けたり、あとは要は一部不要なところをちょっと芝生を調整したりするというのが多分エアレーションという作業だということに私は認識しております。

そして、なぜ委託かということなのですが、以前はある業者さんをお願いしたのですが、その業者さんが正直できないという話をいただきまして、そちらからノウハウを受けた、これ今の内容に1つかぶる部分あるのですが、5点目ですか、かぶるのですが、うちの、これ本当に言っているのか分からないのですが、関係する委託先にノウハウを習得していただいて、習得していただいた委託会社のほうでそちらのほうをやっていただくため、前は工事とか手数料、役務費か何かだったと思うのですが、そちらを替えてやっています。

ほかの、すみません、まちなつきましてはどのような作業しているかまではちょっと伺っておりません。

面積につきましては、うちのパークゴルフ場全部ですので、面積までは正直言って

僕も把握はしておりませんが、パークゴルフ場今実際お客様が使う場所全部を1回作業をしていただくという形でエアレーション作業をやっていただくという形になっております。

以上でございます。

○佐藤委員 初めて聞く言葉で、いろいろと調べてみました。簡単に言うと、パークゴルフ場のコースありますね、そこに密集するように小さな穴を開けて、そこに土を詰めていく、そういう作業のようです。そういうことで書かれておりましたし、写真も出ておりました。そういう面で、私は実質面積は、コースっていいですか、芝生、芝刈りしてきちっと整えているコースが対象になるのではないかなということをお考えたのですけれども、もしこのような施設が西胆振にあれば、雪解けてシーズンが始まったら、あまり私パークゴルフ好きではありませんけれども、行っていろいろと見聞を深めたいなということをお聞きしたのですけれども、もしも担当のほうで西胆振で取り組んでいるところ今後あったら、またお知らせ願いたいということを申し上げて終わります。

○総務課長 ただいま佐藤委員のお話でほかの西胆振、パークゴルフ場数件ありますが、そちらのほうでどういう形でやっているか聞いて、また同じような作業をしているのであれば教えていただいたりということで、そちらのほうちょっと確認してみたいと思っております。

○山本委員 私もゆーあいの家の工事のことでちょっとお伺いしたいのですが、この工事の期間、どれぐらいの期間で工事が行われるのか、あと工事中、内容がさつき説明いただいたのですけれども、お風呂が使えなくなる期間がどれぐらいあるのかとか、あともし使えないのだったら、その対応とかお伺いします。

○総務課長 工事の期間は私のほうで正直把握していないのですが、大体、すみません、間違ったこと言ったら申し訳ないので、1か月なのか、ちょっとそこまでは、それは後ほど確認はしてみます。その工事の期間に関しては、以前もほかの修繕とかのときもそうなのですが、ほかの久保内ふれあいセンターなり来夢人の家をご利用いただくという形で町のほうでご案内のほうをしたいなと思っております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、次、総務費、48、49。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、総務費、50、51。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次……

〔発言する者あり〕

○湯浅委員長 そのほかありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 総務費、52、53。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、総務費、54、55。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 総務費、56、57。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 総務費、58、59。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、総務費、60、61。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、総務費、62、63。

○長内委員 行政情報システム運用管理事業に関わってお伺いしたいと思います。

これは次のページにも続けてありますので、併せてお伺いしたいと思います。非常に多くの予算が計上されております。1億8,000万ほどです。昨年も当初予算2億4,000万という、続けて非常に大きな予算化されています。これは、多分行政DXと言われていた部分に対して国のいろんな支援等も受けてその整備を進めていく、大きく言うとそういうことなのかなと思っていますけれど、改めて、昨年からの予算大きく取り上げておりますが、その大きな狙いと方向性についてお伺いしておきたいと思えます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、行政情報の部分は毎年金額が結構高いのですが、まず1つとして標準化、昨年もお話しした国から進められている標準化の部分で、そういう部分で当町のほうで、各まちでやりなさいよとかという部分がありますので、そちらに対して町のほうで経費を持っているという部分、あとは国のほうから財源のほうでも国庫支出金等で半分ぐらいとか3分の2、3分の1という形で経費、なるべく担当のほうでも何とかこれは、去年も同じく長内委員からお話がありましたように、財源どこから探すような話で持っていかなければならないという話は去年も話したような僕記憶あるので、そちらのほうも今回上げたプラスほかにないかということも確認しながら、少しでも多く財源のほうを入れながら、これは国から定められた話なので、当然町としてもやらなければならないので、それに関しては住民の方々が困らないような形で進めていかなければならないので、財源も探しながらやっていければなと思っています。

○長内委員 去年も質問したのかもしれませんが。詳しい質問内容ちょっと私も十分覚えていないところもありますけれども、これは国の目指す要するに行政DXを図っていきたい、国のいろんなそれを生かした部分と北海道なり市町村とも連携しながら行政サービスを向上させていきたいということで、非常に手厚い国の支援というものも

あるのかなど。それに沿って当町としても整備されていくというふうに理解しているのですが、これ大きくは2つだとネットで見ると出ていましたけれども、要するに住民サービス、住民からの目線で、今多くの人を持っているスマートフォンとかパソコンを使って、役所に行かなくてもネット上でそういう機器を生かして行政に対するいろんな届出、申請等ができるような形にしていきたい、要するに住民サービスの向上に結びつけていきたいという点と、それから行政業務の役所内での業務の効率化という部分を図っていききたいと、この2つが大きな狙いだと感じるのですが、ただ当町の場合人口が2,300か400ぐらいの人口であったときに非常に小さいコンパクトな町であると同時に行政と住民との距離も近いという中で、それによって向上する部分どの程度見込まれるのか、どの程度住民サービス、行政コストの低減につながるのかという部分が、非常に多額な予算が組まれている中でそれをどう今後生かしていくのかという視点が非常に重要になってくるのかなと思うのですが、同時にそれを効率よく住民側にも行政側にも効率化を図っていくということを考えたときに、今の役場の職員の体制といいますか、そういう中でそれをうまくセキュリティーも含めながら行政なり住民の利便性につなげていくようなことが行われているのか、人材的な部分でそれはちゃんと整備されているのかどうか、それとも今後の課題として何が考えられるのかという点があったらお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず1点、今の体制で業務をやっているけるか、正直言うと壮警町におきましても職員が大分減っていった部分、ただ町としても今の体制でいかなければならない以上はDXに関していろんな職員の中で研修とかしながらそういう体制を、せっかくお金かけてやる状況ですので、住民の方々も使いやすい、結局住民の方々使いやすいということは職員がきちんと使えないと利用できないので、その部分も研修なり、関係のエスイーという業者さんとかから話を教えてもらいながらうまくやっていければなと思っています。

人材的な部分に関しましては、うち職員1人、2人で今実際情報管理の部分専門にやらせていただいております。ただ、今後ほかの外部機関にも委託したりとかをしながら、そちらのほうで来ていただいて、できる部分は委託させていただいたりという形で進めていければなと思っております。

○長内委員 今答弁いただいたわけですがけれども、これから充実を図っていく部分も当然あるのかなと思っているわけですがけれども、要するに行政DX化を進めることが目的になって、国もやれと言うからやっていくということに終わってははいけないのだろうと。多額の予算を投じていく中で、それをどう住民側も理解をして、そのことによって住民サービスにもつながっていくとか、住民もしっかり理解して、なおかつ取り組みやすいことにつなげていく。それは、特に当町の場合は高齢化も進んでいて高齢者世帯、高齢者も多くなってきていると。要するにデジタルディバイドという、世

代や年代によって格差が非常に広がっていくと、若い方にとってはもうスマートフォン、パソコンが当たり前で、それでいろんな交通機関の予約も全てそれでやっていくような時代になってきている。ですけれども、スマートフォンを持たれていない世代も少なからず一定数いるわけで、使いこなせない。そういう部分に、住民からこの取組が本当に自分のためになっているのだろうかということにしっかり応えていく、そしてそれに対するサポートをしっかりとできるという部分が1つは重要なのかなと思っているのと、それから行政の目線で見るときに、行政の効率化をうたっている。今までも例えばパソコン導入にしても、いわゆるICTの機器を導入するにしても、そのことによって例えばペーパーレス化が図られるとかいろいろ言われた。だけれども、なかなか実際はペーパーレス化につながらない。むしろ増えているというようなことですか、パソコンも1人1台の時代に当然なると、だけれども例えばウィンドウズの更新等でセキュリティーの部分が確保できないから、パソコンを定期的に取り替えていかなければいけない。そういう部分につながったり、人材が減る、正職が減っているのだけれども、要するに短期の1年の契約の職員の方が実質的に増えていると、総体的には決してなかなか人的な削減につながっていかないという実態もあるわけで、それは少し改善されていくように、国も含めて国とうまくクラウド上につながっていくということが多分今回の狙いの大きな、ガバメントクラウドですか、回線利用料、これも非常に高額になっていますけれども、それも含めて国の機関とのつながりも含めて国もそれを有効活用していきたいという、どちらかという国目線で進んできているのかなという嫌いがあるのですけれども、その更新やメンテナンス、セキュリティーに多額の行政の負担が伴っていかないだろうかという心配も考えられるのですけれども、その辺も含めて、今後こうしていきたいということで結構ですので、お伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず1点目、住民側に対して取り組みやすい、例えば高齢者世代の方々も使いやすい住民の取組についてという形でございますが、町としても今現在どこまで正直できるか分からないですけれども、今実際スマホも高齢者の方々たくさんお持ちですが、実際に使えるかどうかと言われると自信がないという方々も結構いらっしゃいます。その方々にも、先ほど申し上げた広報とか使ったり、そういう場面でちょっとお話をさせていただいたりとか、例えばこういう作業が町のそういうものであるのだけれども、使い方どうだろうかと言われたら、町の職員が率先してご説明申し上げるというのも実際きちんと窓口に来た方にご説明するような形は取らなければならないのかなというのがまずありました。

あと、2点目が今後の、今委員もおっしゃったようにガバクラというのは政府が共通のクラウドサービスとして利用環境を整えるためにやるということでやっていますが、実際は先ほど委員もおっしゃったように町がやらされているのではないかと

う部分もありますが、町としてもせっかくそうやって高いお金も使っていますので、それを住民の方々のために、職員もきちんと使った上で住民の方々にもきちんとペーパーレス化も含めて利用できるような形で、本当に今は追っかけられている状態で正直おります。ただ、それは、先ほど申し上げた研修とか、また関係の業者さんからもノウハウをいただきながら追っかけられてでなくて逆に追うような立場という形でやっていければなというふうにちょっと考えております。

以上です。

○森議長 私は、地域公共交通対策事業のコミュニティータクシー運行維持費補助金に関して伺います。

実はコミタクの利用というのは、地域が高齢化することによって交通弱者が発生すると、そのための制度であるとは理解しているのですが、これ要望なのですが、接客に細心の注意を払っていただきたいと、これ町民の声として私のほうに届いておりましたので、この機会にちょっとそのことをお伝えしたいこと。

それと、あと現在その利用の種別や町内便、町内全域ということでこれについては買物も可能だと思うのです。通院便ということで伊達市内と洞爺湖町内の医療機関への通院ということでございますけれども、これについてはやはり町内で買物していただくことは優先にしなければならないと思うのですが、種類によっては伊達まで行かないと買物ができないということもございますので、できればこの通院便の部分で買物についても検討していただきたいと、この金額がいいとか悪いとかではないのですが、それを可能にするような検討をしていただきたいということでございます。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

コミュニティータクシーに関しまして、接客に対する配慮というものをしていたきたいということでもまず1点目だと思うのですが、クレームにつきましては町のほうにも来ている部分もございまして、その都度事業者に対しましてクレームの内容をお伝えして、その改善について打合せをさせていただいているところでございます。確かに利用者が安心してといいますか、快適に利用できるように、それと安全な運行管理も含めまして事業者に対しまして指導といいますか、その辺改善していただきたいというような話を進めておりますので、今後もそのようなクレーム等々があれば、そういう状況になれば、また引き続き打合せをしてそのようなことがなくなるように対策を講じていきたいというふうに考えております。

次の通院便、そちらについては通院のためということで利用していただいているところではございます。委員おっしゃられるとおり、町内で買物もしていただきたいというのも本音ではございますけれども、実際商業圏は伊達市に行かれています方も多いのだろうというふうに考えております。そちらにつきましても町内便を使いまして、あとは既定の道南バスさん、バスに乗って伊達に行っていただいているというのが現

状だとは思いますが、せつかく通院便ということで伊達に向かう便があるということで、そちらも買物でも使えるようにしてほしいという要望だったと思うのですが、そちらについてもこれからちょっと検討はしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○佐藤委員 今コミュニティーのお話ありましたけれども、その上にある生活バス運行維持費補助金 140 万計上されております。金額のことでなくて、私のところにある方から次のような話が持ちかけられました。生活バスというのは湖畔を走っているバスと理解したのですけれども、それでよろしいですね。そこで、滝之町から旧洞爺村まで仲洞爺経由で運行されているバス路線の変更について住民の方から次のような要望がありました。現在滝之町から滝之上経由で仲洞爺経由、旧洞爺村水の駅までのバスが運行されていますが、滝之上経由でなく滝之町 4 を経由する路線に変更できないかということです。というのは、滝之町の停留所から向こう、滝之上を歩いていくと途中で民家が 1 戸ありますけれども、その民家のところに停留所がありません。イワクラ坂を下がったところに前川さんの家の前に停留所があります。そういう関係で路線を変更することによって利用者も増えるでしょうし、また買物も便利になるのだということです。といいますのは、滝之町から滝之町 4 を経由して環状線のトンネルを抜けて現在前川さんの前のほうに出て、そして湖畔の道路を仲洞爺経由で洞爺村まで行くと、そうすると例えば今買物のお話もありましたけれども、農協などで買物して、そのバスを利用することによって、利便性といいますか、そういうことが図られるのではないかとということで私のところにそういう方が来て話しされていたのですけれども、このようなことを聞くのは初めてではないかと思うのですけれども、どうでしょう、このような考え方住民の方が考えているとしたら、町として町に正式に来ないこないから知りませんよでなくて、このようなことを今耳にしてどのような感想を持つか伺いたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

今の路線バスの滝之町から仲洞爺、旧洞爺村のほうに向かう路線なのですけれども、こちらにつきましては東湖畔トンネルも新たにできたことによって我々のほうにも、正式な要望というわけではないですけれども、そういうルートをつくってはどうか、変えたほうがいいのかというご意見はいただいているところでございまして、その辺につきましても町としましても委員おっしゃられるように利用者の利便性向上ということと、あとはバスを使う機会を増やすという面でも有効かなというふうに考えているところでございまして、そちらにつきましては道南バスのほうに、町としてといいますか、要望というか、協議はしてみたいなというふうには考えていたところでございます。

以上です。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、総務費、64、65 ページ。

○菊地委員 新規で電子黒板購入費ということで373万3,000円が計上されていますけれども、これは2台分ということで説明受けました。単純計算で180万以上ということですので、高いなというふうに感じますけれども、これは黒板単体の値段プラスいろいろな部分を含めての金額なのかどうか、それを確認したいと思います。それと、耐用年数、それはどのぐらいなものなのか。それと、この用途、この電子黒板購入に至った背景と今後の用途についてもお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま電子黒板の購入費についてのご質問だと思いますが、単体というか、大型ディスプレイプラス関係の備品等を含めた金額で2台で、1台当たりが大体百数十万するという形で、あと耐用年数についてはおおむね、これ使ってみなければ分からないのですが、大体10年とか、それぐらいは当然使えるのかなと。使い方次第だと思いますけれども、ほかの一般的なパソコンが大体五、六年、ただそれよりはちょっと多く使いたいな、当然高いお金使ってやりますので。

用途につきまして、先ほどいろんなほかの委員様からもお話あったように、やっぱり僕らの目的としては、これは一般的なホワイトボードの画面、そのパソコン版というふうに見ていただいているのかなと思っております。そちらのほうに例えばパソコンのデータを映し出してタッチペンで書いたりなぞったりして、それをパソコンのほうにダウンロードできたりするという仕組みになっています。これがなぜかという、まず1つとしてはペーパーレス化、先ほど長内委員もおっしゃられたペーパーレス化の一つになるのかなと、莫大な紙が必要な部分ではなくて、そこに1台に映し出しますとそれを皆さんで見ながら、それをなぞったやつをそのままダウンロードして、例えば職員の研修とか何かあったときもそれをそのまま使ってダウンロードしてそのまま直でやるとか、例えば研修、この前もちょっと別な研修あったときも、それモニターに映したやつに先生がなぞり書きしたり、ホワイトボードだったらそこで消してしまっただけなんですけれども、それを書いて、それを先生見ながらまた消したりするのを、皆さん見ていたら研修の参加者がみんなそれを書き写しているのです。それを書き写さなくても全部そこでダウンロードできますので、それをあとはデータでその参加者の方に渡したりとか、あとこれが2台あるということは2台を使って遠隔でやり取りできます。例えば災害あったときに、1台は役場の例えば大会議室なり町長室前のミーティングの場所とかに1台置いて、もう一つは避難所に1台置けば、避難所とやり取りをしながら避難所に直にこっちの情報を渡して、そこでそこに避難されているお客様に対して今こういう状況になっているとあって壁に紙を貼ったりすることもやりますけれども、そのほかにこちらの情報をダイレクトに出してそちらに避難されているお客さん、住民の方々にその情報を直でお伝えするということができ

るということをもまず2台購入してみて、それをまず使ってみた上で今後必要であればまた数台増やしていくということを考えてございます。

○湯浅委員長 それでは、ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務費、企画費、64ページ、65ページ、質問を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、総務費、企画費の66ページ、67ページ。

○山本委員 ふるさと納税事業のふるさと納税イベント参加負担金、これ新しく35万計上されているのですけれども、イベントの内容をちょっと想像できなかったの、お伺いします。

○企画財政課参事 ご答弁させていただきます。

負担金としましてふるさと納税イベント参加負担金のほうを35万円予算見ておりますが、こちらについては東京都で開催する大手ふるさと納税のポータルサイトが企画するふるさと納税のPR出展イベントとなっていて、そちらのほうに参加することを考えております。参加自治体は全国175自治体程度を予定しておりまして、来場者は約2万人程度を想定されている大きなイベントになっております。

○毛利委員 ふるさとの返礼品ですが、前年度返礼品として観光関連も検討するというような話があったのですが、そういう関連の項目は増えたのでしょうか。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

観光関連の返礼品等でございますが、返礼品事業者自体が今年度に入りまして7者増加しております。観光関連というか、体験型の返礼品を提供する事業者も登録していただいております、そちらも返礼品として今売り出しているところがございます。そういう返礼品、地域の特徴を生かした返礼品をこれからも増加させて納税額の増加に努めていきたいなというふうに考えているところです。

○菊地委員 このページの一番上の段の西いぶり生涯活躍のまち構想推進協議会負担金、金額的には1万7,000円って少ないのですけれども、これ全体的な部分の金額を教えていただきたいのと、あとこれは3市3町が連携して中高年齢層、アクティブシニアを中心に移住促進、地域住民と交流しながら健康で活躍できるコミュニティーをつくる取組の構想だというふうに文書を調べてみると分かりますけれども、具体的な中身として再度どういうふうなことの構想だったのか教えていただきたいです。その中身で伊達市の取組や課題を共有する中で多様な資源を活用するというものでありますけれども、この部分についてもちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

こちら西いぶり生涯活躍のまち構想推進協議会負担金になりますけれども、こちらの全体事業費につきましては今取りまとめ中でございます、ちょっと手元には資料はないのですけれども、負担金として概算で1万7,000円計上させていただいているところがございますけれども、具体的な内容につきましては都市圏のアクティブシニアや産業や雇用の創出による若者定住促進による西胆振地域全体の活性化を図るための協議会という、その運営の負担金ということになっておりますけれども、具体的な事業ですとか新たな取組としましては令和8年度より西いぶり出会いの場サポート事業というものをを行う予定しております。こちらにつきましては、定住自立圏の共生ビジョンの中の掲載事業となっておりますが、室蘭市、登別市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町と壮瞥町、6市町が共同で街コンのようなものを行うというようなものでございまして、この取組につきましては改めて令和8年度よりということと8年度につきましては室蘭市が主催地として実施するという予定になっております。具体的な内容につきましては、今後ワーキンググループの中で協議して詳細は決めていくことになると思いますけれども、いわゆる街コンというような男女の出会いの場を創出するという取組でございます。

以上です。

○湯浅委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、企画費、68ページ、69ページ。

○加藤委員 私は、地域おこし協力隊事業の中の事業者派遣委託料、この金額3,600万、説明では8名分を計上しているというふうに承りましたけれども、この内容について現在派遣活用を考えている事業者数とか、例えば職業についてちょっと伺っていききたいと思います。よろしくお願いします。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

事業者派遣につきましては、新年度、令和8年度で予算計上を新たにしますものがありますけれども、地域課題解決のために地域協力活動をする事業者に対して協力隊を派遣するという事業でございまして、令和7年度ももう既に募集を事業者へかけまして3者に募集することが決定しているところです。令和8年度については、令和7年度の3者の募集に加えて8名の派遣を検討しているところとございまして、その8名分というところで予算計上をしているところとございます。この事業者派遣を通じまして地域課題の解決ですとか担い手不足の解消等々を図っていきなというふうに考えているところです。

〔発言する者あり〕

○企画財政課参事 すみません、職種についてなのですが、農業関連とスポーツですとか教育活動への派遣を今回対象にしておりまして、農業関連が2者、それとスポー

ツ関係の派遣で1者、令和7年度派遣をすることに決定しておりますが、新年度も農業とスポーツ関係の地域課題解決に取り組む事業者を募集したいというふうに考えておきまして、農業が何者、スポーツが何者というふうに特に分けはないのですが、事業者をまず募集をかけて、それによって審査をして派遣する事業者を決定したいということで、まずは農業とスポーツ関連という分野で事業者を決定したいというふうに考えております。

○加藤委員 大体理解しましたけれども、昨年も3事業者が活用しているということなのですけれども、この8名を今回予算を計上していますけれども、8人というのはどういうふうな職員採用、採用ですよ、地域おこし隊。3人使っているから、あと5名増やすということで理解していいのか、その辺も少し詳細を確認したいのと、改めてこの事業を受けるがための事業者派遣、要するに今話聞きました地域課題とか、そういう部分で募集を受付していきたいということなのですが、地域おこし協力隊員を採用するには事業者側に対する、ちょっと言葉忘れましたが、利用基準というのですか、審査基準ですか、そういったものはどのような形で審査をしてその農業者が受入れできるような形になるのか、その辺についてもお伺いしておきたいと思えます。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

事業者派遣のほうなのですけれども、令和7年度で決定している事業者が3名です。これから協力隊を募集かけるという状況になっておきまして、まだ協力隊自体は実際に派遣はしていないのですけれども、3者ということで既に事業者自体は決定しているところなのです。その3者を合わせて8名分を予算を計上しておりますので、合わせて8者程度に協力隊を派遣できればなというふうに考えているところです。

審査の基準でございますけれども、審査については協力隊という国の制度を活用しての事業になりますので、一従業員ということではなくて地域の公益性に資する事業について、地域課題の解決に資するような公益性の高い事業に派遣したいということで役場の中で審査会を設けまして、頂いた申込書で審査をして派遣するというので派遣事業者を決定するところになっています。

○加藤委員 分かりました。ただ、もう一度確認したかったのですけれども、この地域おこし協力隊の8名という予算、これはちょっとまだ理解できないので、昨年3名おります。ただ、今回8名というのはどういうふうな地域おこし協力隊、採用も必要になるわけですよ、今年度、新年度。その辺がちょっと分からないのですけれども、8名ということは、私の解釈ですよ、3名しているのです、あと5名分、要するに今8者やるのですけれども、3名はいるのです、あと5人分のやつをやって8名分の計上ということで理解していいのか、その辺ちょっと素人的な考え、質問かもしれませんが、お伺いしておきたいと思えます。

○企画財政課参事 ご答弁申し上げます。

令和7年度で今募集をかけているのが3名、その人たちの分も合わせて8名分を委託料で計上しております、その8名なのですけれども……

〔発言する者あり〕

○企画財政課参事 新規で募集をかけるのは5名ということです。すみません。

○湯浅委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、次、70ページ、71ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 72ページ、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 74ページ、75ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、76ページ、77ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 それでは、民生費、78ページ、79ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、80ページ、81ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、82ページ、83ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 民生費、84ページ、85ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、86ページ、87ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、民生費の88ページ、89ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、90ページ、91ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、92ページ、93ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、民生費、94ページ、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、衛生費、96ページ、97ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 衛生費、98ページ、99ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、衛生費、100 ページ、101 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 衛生費、102 ページ、103 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、衛生費、104 ページ、105 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 衛生費、106 ページ、107 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 衛生費、108 ページ、109 ページ。

○佐藤委員 衛生費の清掃費、じんかい処理費について伺います。

壮警町は、このようにじんかい処理費で資源ごみとじんかい処理、2本立てで取り組んでおります。そして、町内各地にじんかい処理の集積所を設けております。本日にたくさん設けているのですけれども、現在この集積箇所は何か所に設置しているのか。そして、その集積箇所の入れ物といいますか、ごみ箱といいますか、その表に、例えば私のところであれば管理は建部自治会がしていますって書かれているのです。もうそれも年数がたってほとんど消えている状態ですけれども、そしてこれ何年頃設置したのか。私は、相当たっているのではないかな、そのような気がしているのですけれども、もう一度繰り返します。何か所に設置しているのか、そして集積箇所は各自治会が管理しますとっているけれども、管理はどこまで管理の範囲なのか、そしてこのごみ箱は平成何年頃に設置したのか、まず最初にその3点をお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

委員おっしゃっているのはごみステーションの関係かと思えますけれども、設置したのは平成15年です。現在あるごみステーションは平成15年に設置しまして、現在ある数は166か所でございます。管理につきましては自治会のほうにお願いしておりますが、特別何かをやってもらうというわけではなくて、余計なものが入っていたら連絡をいただいたりとかしておりますし、そういった形で特に何かごみステーションが壊れているから直してもらうとか、そういうことはしておりませんで、壊れていたら連絡をいただいて町のほうで直すなど、そういう形で実施しているものでございます。

○佐藤委員 今お聞きして、町内に166か所、これも大きいごみ箱と従来から使っていたごみ箱を配置している、その2種類があると思えます。そこで、平成15年というともう20年ぐらいたちますよね、設置してから。そのごみ箱の状態を見ると、ペンキがもうはげている、それからさびが出ている、そういう状況のものはたくさんあります。また、4本足っていいですか、大きな15年に新規に設置したものはいいのですけれども、昔からのを再配置しているものですから、さびている状況が特に目に

つきます。そこで、このさびている状況をこのままに放っておくのではなくて、私はその地域の皆さんの労力奉仕でペンキを塗って一年でも二年でも長く使えるような状態をこれからつくっていかねばならないのではないかなど。そういうことで、実は、建部自治会のことばかり言って申し訳ありませんけれども、建部自治会では令和8年度の事業で自治会の地域内にある、12個あるのですよ、建部の場合。だから、166か所のうちの12といったら数多いです。そして、それがさびが出ていてこのまま放っておくことはできないのでということで取り組むことにしているのですけれども、役員会で検討しました。そうしたら、労力奉仕はいいけれども、消耗品っていいですか、ペンキだとかはけだとか、そういうものはやはり町費で考えてほしいなと、そういう声が出ておりました。

それで、私は今月7日の日、スキー場に行く用事があったので、立香だとか、南久保内、弁景、久保内地区のごみ箱を見て回りました。そうすると、やはり私たちの地域と同じようにさびが出ているのです。そういうものを地域でペンキなどを塗るということで労力奉仕した場合、私は町で消耗品としてのペンキだとかはけなどを購入する費用を負担してほしいなと、そんなことを考えているのですけれども、このことについて担当はどのようにお考えになるか。このまま放っておいて腐るのを待ってまた新しく設置する考えなのか、このことについて伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

色がはげている、さびている等のごみステーションについて地域の方でペンキ塗りをしてほしいということ、するということで、それに関わる消耗品、ペンキ、はけについては町費でということをございまして、その辺について担当としましては、先ほど企画のほうでも話が出ていた自治会育成交付金がこういった地域の環境美化等々に充てられる交付金、補助かなと思っておりますので、それを使ってペンキ、はけを買っていただければどうかというふうには今考えております。

○佐藤委員 そのような考えですか、がっかりしました。そうやって取り組んで、そして町が設置したものを地域の人たちが力を合わせて長く使用できるようにしたいということの発想で今お話ししたのですけれども、そうしますと交付金、何もしない、例えば地域に入って話しているところという自治会もあることを聞いてびっくりしたのです。会費は集めているけれども、総会も開かないし、決算報告もない、そういう自治会にも交付金行っているのです。一生懸命これから今設置されているもの長く使うために取り組むのを交付金でやりなさいなんて、そういう考えは私は間違っているのではないかと思うのです。担当者はそのような考えですけれども、町の理事者はこの取組についておまえら勝手にやるのだから、その交付金でやれという考えを持っているのか、それともまちづくりの一環としていつまでも使えるようなために町は考えるという考えを持っているのか、これで3回目ですので、それ以上は聞くことができませんが、考えを伺いたいと思います。

○町長 ご答弁を申し上げます。

基本は先ほど担当がご答弁したことになるかなと、このように思っているところですが、そういった全体に影響が、影響というか、全体を見渡してそういった今日ご提案いただいた、たしかまちづくり懇談会でもお話があったように記憶しているところでありまして、全町的な普遍的なものにしていくためにはルール of 制定が必要だと思っているところであって、その辺の検討も含めて壮瞥町に合ったルールを検討をしていくことにしていっていいのかなと、そのように思っているところでもありますので、ご理解をいただければと思っております。

○湯浅委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、次、農林水産業費、110 ページ、111 ページ。ありませんか。

○長内委員 農業委員会一般の地域計画更新業務委託料 50 万円計上されておりますが、これに関わってお伺いしたいと思います。

これは農業委員会だけではないのかもしれませんが、その地域の農業の将来像も含めて地域計画を、これは国から各市町村それぞれ地域計画をいつまでに立てなさいというような部分の中で計画を立てられて、そして更新を迎えるというふうに理解させていただいているのですが、様々な部分のこれからの国の施策の中にその地域計画に基づいた部分が非常に重要になってくるというような認識を受けているのですけれども、例えば交付金等の部分で準備金等の活用も活用する農地の売買等に伴っての部分も地域計画にのっていなければ駄目だとか、様々な新しい部分がこの地域計画をベースにして進められようとしてされていますけれども、更新を迎えるということなのですが、農地の利用の集積ですとか売買等も含めて様々な部分にこの地域計画に基づいた部分を求められてくるかと考えております。あと、新規就農等も例えば新規就農でスタートを切るときに売買や貸借を伴うものも多分この地域計画に盛り込まれなければならないのかなと。様々な部分で大きな影響を今後の農政の部分、それから農業振興の部分で影響を及ぼすと考えられますが、農業委員会として大変なご苦労をもって期日までに計画をつくられたということは認識させていただいているところではありますが、それを見てどのようにそれを取り組もうとされているのか、また課題はあるとすれば何なのか、この辺をお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

地域計画全般のことになりますので、私のほうからご答弁させていただきます。地域計画につきましては、令和6年度内に全国で策定が求められておりました。私どもも令和6年度に策定をしまして、令和7年度につきましては変更等の部分について、相続であるとか、賃貸借であるとか、売買であるとか、いろいろな面の変更を反映をさせてきているところでございます。それで、今後どのようにというところでござい

ますが、こちらについては国からもブラッシュアップということで磨き上げを求められておりますので、そういった面ではそういう部分もやっていきたいなどは考えておりますが、課題としましては、やはりそういう移動を1つずつ拾って行ってそれをその地域計画に反映していくという部分、それからもう一つは将来的な担い手というか、集積先については現状では認定農業者等ということで担い手を定めておりますが、将来的には1筆1筆、どういう方、それが個人なのか法人なのかということもありますが、そういう相手先を決めて進めていけるのが一番理想かなとは思っておりますが、なかなか全国的にもそうですけれども、そういった部分までは至っていないというのが現状になっております。

○長内委員 これは、6年の3月31日まででしたか、全国で計画を策定しなさいというような国からのお達しも含めてそれに沿っていろいろ検討されたことで今進んでいると認識しており、度々これについて質問させていただいているのですけれども、農地バンクなり、農地の中間管理機構ですか、こういう部分も含めて農業施策のいろんな部分にこの地域計画という部分が影響を及ぼしてくると認識しているのですけれども、必要ないろんな手続をする上で地域計画を要するに意識、農業者を理解をして、そして進めていくということが多分求められてくると思うのです。その意義やこれからの将来性も含めて現場の農業者もしくは農業関係機関がそのことを十分踏まえた上で先を読んだ施策として盛り込んでいくかという部分がどうなのかという、若干疑問を持つところがあるのです。担い手の問題にしても、様々な部分で壮警町の農業の農地も含めてそのあるべき姿、今いろんな部分で検討されるようとしている農地の基盤整備、これにも当然影響もありますし、様々な部分にこの農地計画が影響を及ぼそうとしている。その農地計画がその地域なり農業者にどの程度周知されていて、それを踏まえた上で施策展開がされるのか。例えばいろんな補助事業、機械の更新等の補助事業においても多分その地域計画等も影響もあるでしょうし、様々な部分に及ぼしている。その地域計画を立てられたのは、期限が切られていて、極めて短い時間の中で、どちらかというところ、そうではないのかもしれませんが、行政ベースで進められて、その内容やそういう部分がしっかり地域の農業者、農業地域に落とし込まれているのかというのは、これは壮警ばかりではないと思いますけれども、甚だ疑問なところがあります。そうはいつでもスタートしているので、これからそれを修正できるところは修正しながら、農業者に理解を求めることも含めながら、この地域計画というのをまさに血の通ったものにしていくのかということが非常に様々な部分で農業にとっては重要になってくるのかなと思っております。今後この農業地域計画をどのような形で捉えて、それを地域全体の農業者や農業関係組織も含めて周知しながら、これからの農業の振興なり農業施策に反映していくのか、この辺の考えお伺いしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

今回令和7年度、実は昨日会議を開きまして地域計画の変更等の手続を進めていたところでございます。それで、現状ではやはり補助事業であるとか、そういった部分との関連を持って変更をかけていくというのが多いのかなと思っております。ただ、将来的な部分でいえばこれが目指すべき姿に連動した形で作ることができればいいのですが、やはり現状ではなかなかそういった形にはなっていないくて、補助事業であるとか、新規就農者も含めてですけれども、そういった形と、あと基盤整備もこちら地域計画との連携というところが求められておりますので、そういう部分ではそういう基盤整備、補助事業等を活用していく部分を利用しながらさらに精度を高めていくということが必要なのかなと思っております。実際農業者の皆さんにはこういう地域計画というのはなかなか理解が進んでいない部分もあるのかなと思いますので、そういう部分はいろいろな場面でこういう地域計画の周知等に努めていきたいなと思っておりますし、また先進事例等も出てきているようですので、そういった部分も参考にしながら壮瞥町に合った形に地域計画がなっていけるように努力していきたいと考えております。

○長内委員 分かりました。これは私も限られた情報の中でしかお話ししていないので、十分理解していない点もあった上で質問しているのですが、これは壮瞥だけでなく全国的に計画を求められて進めてきた。なかなか思うように進んでいなくて、それに間に合わないのではないかとという心配も随分されている。結果的には多くの市町村がつくられたと。それも多くは、どちらかというとな農業者や農業のそれぞれの地域と十分議論を重ねた上で立てられたものではなくて、期限切られているから、それに間に合わせなかったらいろんな部分に進めていくことができないから、取りあえずつくったということが少なからず全国にあるやに聞いているのです。農業農村基本法が非常に重要な時期を迎えている。それも視野に入れてやっていることなのでしょうけれども、中間管理機構にしても、それぞれ農地の貸借、売買にしても、本来は中間管理機構が間に入って取りまとめや対応を取らなければならないのが現実になかなかそこにいってなくて、当事者間でやり取りをして、そして持ち込んでいるというケースも少なからずいまだに多いのが実態というふうに聞いてもいます。

そういう面では、もうスタートを切っているもので、これから地域のいろんな実態が非常に変化が大きくて、いろんな部分に大きな今後の影響、これは農業だけではなくて定住ですとかまちづくりにも大きく関わってくる部分も多いのかなと思っているのです。特に9年から農業の部分の中で大きな変化が今政策的にも議論されて進められようとしておりますので、そういう意味ではできればうちの地域に合った部分で修正を加えながら、後追いをするのでなくて、むしろそれをうまく有利に使っていくような対応を求められるのかなと思っておりますけれども、その辺も含めて難しい部分は重々承知をしている。そういう農業の変化が大きくなってきているということも踏まえて、なかなか行政だけでは判断できない部分も多いのかなと思っておりますから、

そういう面では農業者ですとか、農協ですとか、農業委員会ですとか、そういう機関も連携しながら明日の壮瞥町の農業はどういう形が望ましいのだということのたたき台をやはりある程度定期的に議論を深めていく必要があると考えますが、その辺についてお考えを伺いたいと思います。

○農業委員会事務局長　ご答弁申し上げます。

まず、昨年度地域計画を作成するに当たって4月から1か月間、1か月強ですけれども、農業者、それと土地を持っている方に対してアンケート調査を実施しております。もちろん全員の回答があったわけではないのですが、4割程度の回答にはなっているのですが、一応そのアンケートの結果を受けながら令和6年度末に地域計画のほうは作成いたしました。令和7年度も、先ほど篠原課長昨日会議をしたという、これも事実ですけれども、まず6月の6日に1回目の協議の場を開いております。11月の6日にも2回目の協議の場を開いております。ここには町と農業委員会、農業改良普及センター、農業公社、農地バンク、それと農協、それらが入って令和7年度の進め方について説明をしてご意見を頂戴しているというような状況でございます。また、今年に入って2月の19日の農業委員会総会の際にも町側のほうから地域計画の変更案と今後の予定について説明をいただいております。農業委員さんは地域の農業者の代表者というような形で位置づけておりますので、農業委員会の委員さんにその内容を説明していると。そして、3月10日、昨日、先ほど説明した農業委員会、農業公社、農協、それと普及センター集まっていたいただいて意見聴取の説明会をして、3月31日に地域計画の決定報告を行うというようなスケジュールで進めております。

以上です。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

先ほどと重なる部分もあるかとは思いますが、まずはその地域計画というものを国のほうから求められている部分もございしますが、今の実際営農されている農家さんが困らないような形でまずは計画を立てていく必要があるかなと現状では思っております。将来的には、先ほど言ったようにもっと基盤整備とか、そういう部分と連動させた形で実効性のある計画づくりが必要かなとは思っております。

また、関係機関との連携という部分でございますが、何回か会議は実際やっているところではあります。この地域計画に対する意見というのなかなか出づらい状況にあります。それで、今後はもう少し意見が出しやすいような提案の仕方とか、そういうのも検討しながらよりより地域計画の作成に努めてまいりたいと考えております。

○湯浅委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長　続きまして、112ページ、113ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、114 ページ、115 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、それでは116 ページ、117 ページ。

○佐藤委員 私は、今まで何回も町営牧場のことについて聞いているのですけれども、今どのような状況になっているか、町政執行方針の中で町営牧場の再編後の利用、活用の方向づけの検討を継続という言葉でありましたけれども、どこまで進んでいるのか。また、令和7年度、立香牧場の入牧状況と立香牧場の使用料です。どの程度なのか。それから、今回計上されております委託料は384万円ですけれども、計算は難しいかもしれませんが、その384万円のうち立香牧場に係る経費はどの程度なのか。そのようなことをまず最初にお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、立香牧場の今後の利活用という部分でございますが、こちらについては農振農用地ということもありまして農業関係を中心に検討しておりまして、その中で企業さんにこういう状況であるというお話をして、活用できないかなど提案はさせていただいております。

それから、令和7年度の立香牧場の入牧頭数と料金になりますが、令和7年度につきましては6頭、使用料が18万7,200円、こちら令和7年度の実績となっております。

それから、委託料の関係でございますが、こちらについては特に立香と上久保内分けての計算はしておりませんので、そういった細かい数字は、申し訳ないのですが、ございません。

○佐藤委員 状況は分かりました。6頭というのは馬です。そして、これは預けてくださっているのは伊達ですよ、壮警ですか。ちょっと私はどなたが、まちの方が立香牧場に入牧させているかということは承知していないものですから、どこからそういう依頼されて入牧されているか。あの広いところに6頭というと馬にとっては天国でしょう。そういうところで、ずっと長い間私は、今回は行きませんでしたけれども、夏るとき鍵を借りて、そして中に入って見て状況などを把握した上で今まで質問続けてきましたけれども、何か取組が方向づけの検討を継続といいながらなかなかできないのはどこに原因があるのかな、そんな気がしてなりません。

あまり言うと苦言ばかりになってしまいますので、もう一点、7年度から畜産振興一般で新規、7年度新規事業で取り組んだ肉牛経営安定対策事業補助金、この取り組んだ成果、そして8年度取り組んだ成果をここまで、このようにという新たな構想などあればお聞かせ願いたい。この事業は、高能力繁殖牛の導入支援というのが大きな事業の目的だったと思いますので、これが7年度どのように取り組まれてきたかについても触れていただきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

立香牧場の馬の関係でございますが、こちらは安平の方1件が入っております。それから、肉牛の関係ですが、令和7年度につきましては7戸の農家さんで12頭分の実績がございます。

令和8年度の新たな構想というお話でありましたが、こちらにつきましては事業主体が農協さんにやっていただいております、それで豊浦であるとか洞爺湖町もこの補助事業を導入しているというところでございます。引き続きそういう優良な雌牛を導入していただいて畜産農家の経営基盤の強化になっていければと考えております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、118ページ、119ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、120ページ、121ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、122ページ、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、商工費、商工費、124ページ、125ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 なかったら、次、商工費、126ページ、127ページ。

○森議長 私は、商工費、観光費の観光施設維持管理事業、それでオロフレスキー場の関係なのですけれども、今年度工事関係だけで2,800万が計上、予算化されております。それで、オロフレスキー場の照明器具、LEDはこれ建物に関する部分だとは思いますが、オロフレスキー場のリフト油圧緊張装置とオロフレスキー場の法面の暗渠整備工事を行うということですのですけれども、これオロフレスキー場そのものを今後維持していく上でどのぐらいの金額をめどとされて今後維持していくのか。というのは、過去にあまり莫大な維持経費がかかるようであれば閉鎖もあり得る。室蘭のダンパラあたりはそういう維持経費の絡みがあってもうスキー場自体は廃止されていると思うのですが、その辺のめどといいますか、金額的な考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○湯浅委員長 これより休憩といたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

商工費、126ページ、127ページより再開いたします。

森議長の質問がありましたので、答弁をお願いします。

○商工観光課長 森議長からのご質問についてご答弁申し上げます。

オロフレスキー場の工事関係についてでございますが、金額的な今後の維持についてどのくらいの程度の金額を想定されているかと、その計画についてのご質問でございました。具体的な金額というのは、どの程度になるかというのはなかなか難しいところなのですが、過去には、過去にといいますか、町の考え方としましては、森議長ご指摘のとおり、例えば大規模な修復不可能な故障であったり、滅失毀損であったり、リフトが動かなくなってしまったというような場合は継続はなかなか難しいのではないかとということで、考え方としては長寿命化を目指していくということになってございます。一昨日ご審議いただきました過疎計画におきましても、オロフレスキー場の長寿命化事業というものをメニューにのせさせていただいたことによって地方債を充当することが可能になりまして、有効、有利な財源を活用して計画的に 2031 年度まで有効な財源を使って修繕をしていくというような形、あるいは保守点検をしていくということになってございまして、これは国土交通省に昨今いろんな運輸系の事故が相次いでいるところから安全、保守についてもいろいろな指導を受けている関係で、計画的にそういうのは段階的にやっていくものであるということを受けて、過疎計画の中でもオロフレスキー場を長寿命化させていくのだということによって有効な財源が得られるというような形で今後進めていくということになってございます。また、LED 化につきましても、こちらも緊防債を使いまして、地域防災計画にありますとおりオロフレほっとピアザは避難所としての計画もございまして、そういった有効な財源を使いながら工夫して、なるべく町民、それから小中高生のスキー授業とか、町民のスポーツ振興など、条例の目的に沿ったその効果に資する活用を長く続けていくような形で考えております。

以上です。

○加藤委員 ただいま課長から説明していただいたので、大体把握できました。さきに森議長から質問したものの、私もそのとおり質問したかったですけれども、1つだけお伺いしておきたいのは、今課長から 2031 年まで長寿命化という部分も含めて考えて進めていきたいという話だったかと思えます。その上で、私としてはこれだけお金がかかる、2,800 万もかかるという数字だけ見ると、今後のこのオロフレスキー場の維持管理という部分はやはりすべきだということ、项目的にでもいいです。金額的に出ない部分もあるかもしれませんが、維持管理計画案とか、例えば5か年なら5か年とか、そういうものをたたき台にするというか、我々に示していただければなという考え方を私はするのですけれども、その辺についてはどういう受け止め方しているか、社長である副町長がもし考えがあればお伺いしておきたいと思えますけれども。

○副町長 オロフレスキー場の長寿命化計画でございますけれども、昨年もリフトの

モーター部分のオーバーホール、オーバーフローをやりましたけれども、令和8年度はこのリフトの油圧緊張装置の部分、一応今、先ほど課長のほうから答弁しましたように2031年度まで直すべきもの何か所かあるものですから、それを計画的に進めていこうというふうには考えておりますけれども、ただ事業内容によっては有利な財源活用できるかできないかという部分もありまして、その辺りは財源の検討も含め計画的にやっていきたいと。

あと、事業費に関しては、今この場にちょっとないのですが、あらあらの事業費はたしかはじいていたかとは思いますが、これはまた後ほどもし資料として出せるのであれば提供したいなというふうに考えています。

○加藤委員 理解しました。ただ、私思うのですけれども、有利な財源を確保するための一つのたたき台としてやはり計画案を、例えば10項目なら10項目、20項目なら20項目でもいいのですが、そういうものをつくり上げていく中でそういう安価な、要するに国から、道からの支援というものが出たときにどこが当てはまるか、そして優先順位を考えてすべきと考えます。そのためにある程度、先ほど話したように計画案というのが必要ではないかと思うのですけれども、その点につきまして再度お伺いしておきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

お考えについては受け止めておまして、それぞれの国土交通省に出している計画というのが、これは順番、順位がここを直して、ここを直してという形で計画的にやっていますよということなのですけれども、具体的にそれに幾らかかるのだというのは過去にちょっと試算したものがあつたのですけれども、昨今の状況を考えると、最近のこの国際情勢とかを踏まえますと果たしてそれが正解なのかどうか、合っているのかということも再度精査が必要なのかなとは考えておりますが、今後議員の皆様ともオロフレの将来考える上でそこのお金の問題というのは必ずかかってきますし、教育目的であるスキー授業であるとか対費用効果に代えられない部分もあるのですけれども、指定管理者制度の中で例えばLED化によって電気代が3分の1になっていくと、ではその分指定管理料は下げるのか、あるいは指定管理者がそれを元手にしてまた別な事業に取り組むのかとか、いろんな在り方を検討する中で当然お金の問題ともリンクしてくると思うのです。その辺りは、ご指摘のとおりいろいろ計画をいろいろご相談申し上げながら、お互いにそれがよき方向に向かっていけるような取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○湯浅委員長 ほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、商工費、128ページ、129ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、商工費、観光費の 130 ページ、131 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、132 ページ、133 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○湯浅委員長 それでは、お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会にいたしたいと思います。これにご異議がありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 2 時 20 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮警町議会予算審査特別委員会会議録

令和8年3月12日（木曜日）

○付託事件

- 議案第13号 令和8年度壮警町一般会計予算について
議案第14号 令和8年度壮警町国民健康保険特別会計予算について
議案第15号 令和8年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第16号 令和8年度壮警町介護保険特別会計予算について
議案第17号 令和8年度壮警町簡易水道事業会計予算について
議案第18号 令和8年度壮警町集落排水事業会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	湯浅祥治君	委員	毛利爾君
副委員長	菊地敏法君	〃	佐藤忞君
委員	山本勲君	〃	真鍋盛男君
〃	加藤正志君	議長	森太郎君
〃	長内伸一君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	厂原收君
教育長	柴田曆章君
会計管理者兼	
	石塚季男君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土門秀樹君
企画財政課長	澤井智明君
企画財政課参事	蛭名雄一君
住民福祉課長	上名正樹君
住民福祉課参事	大内宏二君
産業振興課長	篠原賢司君
商工観光課長	三松靖志君
建設課長	山崎清輝君

生涯学習課長	河	野	圭	君	
選管書記長(兼)	土	門	秀	樹	君
農委事務局長	齋	藤	誠	士	君
監委事務局長(兼)	小	林	一	也	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長(兼)	小	林	一	也	君
---------	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○湯浅委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○湯浅委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において真鍋盛男委員、山本勲委員を指名いたします。

◎議案第13号ないし議案第18号

○湯浅委員長 議案第13号 令和8年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計、土木費、見開き134、135ページから。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 136、137ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 140ページ、141ページ。

○森議長 私は、土木費、住宅費の住宅建設費になるのか、住宅管理費の部分になるのかでちょっとお聞きしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○森議長 144。

〔「まだ141」と言う人あり〕

○森議長 141か、失礼いたしました。

○湯浅委員長 土木費、142ページ、143ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 土木費、144ページ、145ページ。

○加藤委員 私は、町営住宅維持管理事業の中のボイラー購入につきまして、まず初めにこの購入費で町がこれに基づいてやる世帯は何世帯対象にしているのか、また1戸当たりの単価お伺いしておきたいと思います。

もう一点目、公営住宅等の整備事業、住宅移転補償につきましてお伺いしたいと思います。これも178万4,000円計上していますけれども、何世帯が対象か、また当町

ではどのような考えでこの移転補償費というものを算定されているのか。一般的にはそれぞれの自治体の条例や要綱で算出、支払いのルールが定められていると思いますけれども、算出方法、幾つかの考えがあるかと思えますけれども、一般的に物件の広さや家族構成、距離などを勘案して計算したりしていますし、または定額、実費の一部が支払われる例もあると思えますけれども、改めて当町における算定方法について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目のボイラーについてでございますけれども、5台分を計上しております。内訳としましては、ボイラーの床置きと壁かけとがあるのですが、今までの傾向、その年によってばらばらなのですけれども、大体平均して想定としましては床置きで30万5,800円で4台、それから壁かけで31万9,000円で1台を計上しております。

それと、2点目の移転費でございますが、移転費は町営住宅建替事業等に伴う移転料の支払いに関する規則というものがございまして、これに基づいて算出しているのですが、これの別表というものがございまして、こちらのほうで内訳としましては、運賃ですとか荷役の作業料、あと運搬、移転の通知のはがき代ですとか就業不能の補填費ですとか、そのような算出表があるのですが、こちらのほうに基づいて算出しております。その中で、この規則の第4条に、移転料は、移転料算出基準（別表）により算出された額とする。ただし、公営住宅等整備事業対象要綱に定める補助対象限度額を上限とするということで、この要綱に基づいて算出したものと要は国の補助の限度額を上限として定めてございまして、今回に関しましては1件当たり22万3,000円の8件分を計上しております。

以上です。

○佐藤委員 私もこの移転料についてお聞きしようと思いましたが、同僚委員からありましたので、そこを省いて公営住宅等整備工事について伺いたいと思います。

整備工事の予算のことでなくて、長期計画で建設に向けて準備してきた新規団地整備事業は令和8年度からスタートしますが、現段階での団地整備の8年度の工事開始、また完成をどのように想定しているか伺いたいなど。また、完成後、入居予定される地区の皆さんを対象にして説明会を開催したと聞いておりますけれども、その説明会の出席者の皆さんからどのような、発言だとか要望だとか、また不安だとか、そういう声があったのではないかなという気がしますが、どのようなことがあって、そのような声に対して、町から出席している担当といいますか、その方はどのような説明をしたか伺いたいと思います。

以上です。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の令和8年度の工事の予定でございますけれども、工事は契約して開始するというのは大体6月頃を今めどに考えております。完成は年度内、3月いっぱい

いということ考えております。

あと、2点目の入居者の説明会でどのような発言や要望があったかということですが、主には新しく建った住宅にどうしても行かなければならないのかというか、建部の地区にいたいですとか、ゆーあいの家にお風呂に通っているの、遠くに行ってしまうと通えないというような意見がありました。あと家賃が高くなると払えないと、そういうようなご意見もありました。それに対しましては、町のほうとしましては何が何でも新しい住宅に移転しなければならないということではなくて、皆さんの意向を聞いて、アンケート、意向調査をするのですが、もう終わっていますけれども、そちらのほうを行って、要は建部の地区に残りたいですとか、家賃の安い住宅に移りたいですとか、あと項目としましては、新しい団地に移りたい、移りたい場合はほくと団地に行きたいのか壮警中学校の跡地に行きたいのか、それから2つ目の大きなものとしてはほかの団地に移りたい、それと3つ目としてはその他、実際にあるのですけれども、これに機にお子さんのところと同居するですとか、そういうような選択肢でのアンケートとなっておりますので、そのアンケートを取りまとめて、その人、その人の意向に合った形で進めていくというような回答をしております。

以上でございます。

○菊地委員 町営住宅維持管理経費の部分でお伺いしたいと思います。

公営住宅の敷地内にある公園の整備についてですけれども、住んでいる方から相談を受けたのですけれども、敷地内の公園は今まで草刈り等維持管理は自分たちでしてきたけれども、だんだんと自分たちでは維持管理ができなくなったので、何とかできないだろうかという相談を受けました。町のほうにも相談をしたというふうには聞いておりますけれども、今現段階としてこの維持管理に向けて限界が来たときにどういふふうな考えを持っているのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

児童遊園の草刈り等の維持管理ということだと思っておりますが、団地内児童遊園、ある団地とない団地ありますけれども、児童遊園の草刈りにつきましては団地内で行ってもらうという自己管理というのがまず基本になってございます。ですので、団地内の人たちが自分たちで行うですとか、できなければ自治会や団地で徴収するなどお金を出し合って依頼するというようなことがまず基本となります。今はそういう形で進められているのですけれども、一方でいろいろ苦慮しているというお話を聞くこともございます。児童遊園のある全団地に共通してくるということでもありまして、また以前ほかの議員さんからご意見もいただいた児童遊園とかの環境美化というような観点も含めまして今後どうしていくのがいいのか、団地の方々と話をするですとか、意向調査を行うですとか、今後の児童遊園の管理の仕方、児童遊園の在り方等も含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○菊地委員 私も相談受けてからいろいろと考えて、どういうことがいいかなというふうに思っていたのですけれども、まずはお金を出し合う、共益費として受け取って、それを維持管理に使うという方法と、もう一つの方法として考えたのが全国的に取り組んでいるところが多い環境美化パートナー制度、これを壮瞥町でも制定できないかということで考えたのです。北海道では白老とか深川とかというところで行っているようなのですけれども、要はボランティア活動の支援制度です。白老町では公園里親制度ということでありまして、若干内容を説明しますと、里親制度というのは語源はアメリカの制度が語源で、公園なりを養子として見て、町民の皆さんが町内の公共施設の里親となり、愛情を持って世話していくというボランティア活動のことだということなのです。目的としては、身近で取り組みやすく地域全体のシンボルとしての公園、それを里親活動の対象として、町民の皆様と協働して快適な環境づくりと環境美化に対する啓発促進を図りながら公園づくりを推進する目的ということでありまして、項目としては、清掃、草刈り、遊具の点検、補修、その他ということで異常発見の通報ということなのです。町の役割としては、活動に対して物品等を提供とか貸し出すと、あとはゴミ袋等の貸出し、または消耗品費、燃料とか草刈りの刃とか、そういう軽微なものを提供するということでもあります。中には保険も加入するということでもありますけれども、こういう里親、壮瞥町でも環境美化パートナー制度の創設を進めていくことが大事なかなというふうに思うのですけれども、このことについてお考えをお聞きしたいというふうに思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

まず、委員さんから提案のありました共益費等を集めてじかにというのは、今後それも含めて検討していきたいと考えてございます。

また、環境美化パートナー制度というのは私も初めてお聞きしたものののですけれども、今大體概要はお伺いしましたけれども、それは建設課になるのかほかになるのかってありますけれども、庁内でも協議しながら、そういうものも含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員 今の菊地委員の発言に関連するのですけれども、町営、公的な住宅の入居されていないところの草刈りです。特に私が町内回ってみて多く感じるのは、昔の中学校の横にあった住宅は入居されている方は半分くらいしかいないのではないかなと思うのです。表札もかかっていませんし、よく分かりませんが、そういうところ、入居している人はある程度草刈りなどしているのですけれども、入居されていないところの草刈りといいますか、それはどなたがすればいいのか、今菊地委員が言われたような形で取り進めるのも一つの方法かもしれませんが、みっともないです。特に冬など雪が降ると、草刈りしていないものですから、ヨモギだとかいろいろなものが白い雪の上に出ている。私は、みんなが協力して草刈りするのも一つの方

法ですけれども、入居されていないところ、公的住宅に限って申し上げますとそれはどのような形で町は考えているのか伺いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

空き家の草刈りということでございますけれども、これは周りの方が気を利かせて刈っているところもあればそのまま放置されているところもあるのが現状でございます。何度か町の職員で自分たちで刈りに行ったりということをしたこともありますが、結構追いつかないというか、ふだんの業務もありますので、追いつかないという状況もありますので、町で刈れるところは刈りますし、刈れないところに関して今後委託するのがいいのか、誰かに頼むのか、ちょっとその辺も含めて検討したいと思います。

○森議長 先ほどは失礼しました。私も公営住宅の公営住宅整備事業の中の、この予算では新規の住宅、公営住宅を建てるという部分では理解するのですけれども、最近の政策というか、政策の傾向として子育て重点的な政策が多いのかなと、高齢者政策というのはちょっと薄い部分あるのかなって実は感じているところでございます。それで、あの地域、公営住宅新しく建ったところは若い人が入るわけですけれども、やはり団地だんだん高齢化が進んで、なかなかその団地の自治会だけでは処理できないという部分があるような団地もあるのかなと。ですから、できれば、先ほど言っていた団地内にある児童公園っていいですか、その敷地の管理というのは基本的にはその自治会でやるというのは基本かもしれないのですけれども、自分の家の周りだけこれはできるのかもしれないのですけれども、その部分もなかなかみんなが一斉に出てやるというようなことができないので、できれば行政がちょっと手助けして、そういう団地内にある児童公園の整備というのも検討させていただきたいと思うのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

今の森議長おっしゃられたのは先ほどの菊地委員の児童遊園ということと重複する部分があるとは思いますが、先ほどからも申していますが、基本的には自分たちでやると、自己管理がまず第一の基本ということになっておりますが、いろいろ苦慮しているという声はお聞きしますので、児童遊園に限らずほかの草もということだと思っておりますけれども、この辺も全団地に共通してくることでありますので、先ほどと同じような形になりますけれども、今後どうしていくのがいいのかというのは意向調査をするですとか、団地の声を聞いて今後の管理の仕方、在り方等も含めて検討していきたいと思ひます。

以上です。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、土木費、146 ページ、147 ページ。

○佐藤委員 今さらこんなこと聞くのは恥ずかしいのですが、毎年公園費としてジオサイト管理委託料、これ組まれているのですけれども、これはどこの場所を指しているのか、そしてこの管理委託の中にどのような事項を管理してくださいとあって契約して約 60 万近いお金を差し上げているのか、これ毎年出ているのですけれども、内容を承知していなかったものですから、改めて伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいまの費用につきましては、まず 1 つが 1977 年火山遺構公園、元の三恵病院さんの跡の場所なのですが、そちらのほうの巡視委託ということでお願いしている部分はず 1 点と、あと公園の草刈り、同じく 1977 の火山遺構公園と、あと昭和新山鉄橋遺構公園、国道 453 号線沿いなのですが、そちらと、あと新山沼、昭和新山第 2 線上がっていく途中にある公園でございますが、そちらの 3 か所の草刈りをそれぞれお願いしてやっていただいているということでございます。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、消防費、148、149 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、150 ページ、151 ページ。ありませんか。

○毛利委員 これ小学校、中学校全部関連することなのですが、現在でも不登校の児童生徒がいらっしゃるのかということと、それでいるとすればその児童生徒たちの健康診断などはどのように対応されているのかお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

小中高不登校の児童生徒ということでございますが、以前にも湯浅議員から一般質問等であったと思いますが、その件数についてはちょっと申し控えますが、小中高と一定人数いると、中学校がちょっと多い傾向にあります。その子供たちの健康診断と申しますか、必要に応じてスクールカウンセラーを派遣して、そういった不登校の原因ですとか、いろいろな要因で不登校になる児童生徒いますので、そういった心の悩みを聞いてあげるとか、それに対応するとか、あとは教職員、養護教員等を中心に、あるいは担任を中心に学校の組織的に対応してこういった子供たちのカウンセリング、カウンセラーって申しますか、バックアップをしているということでございます。

○毛利委員 私の尋ね方がちょっと足りなかったようです。その悩みの対応とかではなくて、身体検査というのですか、身長だとか体重だとかやるではないですか、健康診断みたいなもの。その対応をちょっとお聞きしたかったのですが、よろしく願います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

失礼しました。通常子供たちは健康診断、健診は 1 年に 1 回やっているのですけれども、不登校と申しますか、そういう児童生徒に関しましては来たときに、来たと

きに、保健室登校ですとか別室登校ありますので、そういったときに先生方がある程度はやっているということでございます。

○佐藤委員 壮瞥町の学校教育をイメージ化したいので、次の教育委員会費の中でお聞きしたらいいのではないかと今質問するのですが、壮瞥町の学校教育を理解するため、令和8年度の小学校の学年別児童数、また壮瞥の小学校には支援学級があるのかどうか、それはもしもあれば何クラス程度設置されるか。同じように中学校の学年別生徒数、もし支援学級があるのであればそのこと。それから、高校も先日入学試験が終わって、まだ人数確定したかどうか分かりませんが、学年別生徒数、また教育のために配置される職員数、小学校、中学校、高校、校長以下何名くらいの方が配置されるのか、そんなことをお聞きしてイメージ化したいなということでお尋ねしたいのですが、数的なもので持ち合わせなければ後でもよろしいです。

○湯浅委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時32分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

令和8年度の小中高の学年別ですけれども、まず壮瞥小学校ですが、新1年生が今のところ19名の予定です。2年生が17名、3年生が13名、4年生が9名、5年生が11名、6年生が11名というふうになってございます。中学校になりますが、新1年生が今の6年生で18名、2年生が13名、3年生が15名。壮瞥高校になりますが、新1年生が22名の予定、2年生が14名、3年生が16名というふうになっております。

それぞれ、高校は特別支援学級ないのですけれども、小中には特別支援学級もございます。

それから、教職員ですが、正規の教職員が小学校でいいますと校長、教頭も含め18名、中学校が校長、教頭も含めまして16名、高等学校が校長、教頭を含めまして12名、また事務職員、町の職員ですが、事務職員が1名、実習助手が2名というふうになってございます。

以上でございます。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、152ページ、153ページ。

○長内委員 GIGAスクールの推進事業で小中高の生徒用のタブレット購入、それから教職員のタブレット購入で予算化されております。これよく分からないので、参考までにお聞きしたいと思っております。これは例えばパソコンであればウィン

ドウズとかありますよね、基本ソフト、これのバージョンアップに伴って新しいタブレットが必要になってくるのか、それともその中身、教育内容の変更によってそれに適したタブレットが必要になってくるということで購入されているのか、その辺の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

タブレットの購入についてということでございますが、こちら小中高の児童生徒、教職員に対してタブレットを更新するのでございますが、これは令和2年度に、その前にですけれども、GIGAスクール構想が始まりまして、令和2年度に小中高の児童生徒及び教職員にタブレット端末を購入してございます。その後5年たちまして国において、OSのバージョンアップ等もありますけれども、更新時期ということで、国の施策で補助事業もありますので、更新するというのでこのタイミングで更新したいというふうに考えて予算化してございます。こちらのタブレット端末ですけれども、普通のパソコンと違いましてちっちゃい端末なのでございますけれども、一応OSにつきましてはタブレットの種類につきましては小中学校がクロームブックという種類の端末でございます。高校がアイパッドという端末で更新をそれぞれかけるということで考えております。小中学校の児童生徒には国の国庫補助があるのでございますけれども、それ以外は一応デジタル活用推進事業債を充てて購入を考えてございます。

以上でございます。

○長内委員 分かりました。いわゆる基本的なOSというのですか、それがタブレットによってメーカーによってちょっと異なるところは当然あると思っておりますが、それが要するに適時更新されなければならない。パソコンもそうですけれども、それに伴ってソフトを入れ替えるというか、バージョンアップするだけで済む場合と機械そのものも取り替えていかなければならないということなのかなと思うのですが、これは今聞くと基本OSは要するにOSの部分だけバージョンアップする形ではなくて機種そのものも取り替えていくというふうに認識させてもらっていいのかどうかと、それと併せて義務教育の部分と高校の部分で対応も分かれるのかなと思うのですが、機種も違うということもあるのですが、小中学校の義務教育は国からの支援もあるのです。高校はその支援が、ゼロかどうか分かりませんが、あまりないということになると。これ一遍に小中高なのでございますけれども、これは今言った5年ですか、5年なりのサイクルで基本ソフト、OSが変わるから、併せてタブレットそのものも替えていくということは今後も、5年か6年か分かりませんが、ある程度一定のスパンでそれは更新されるというふうに考えていいのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

タブレット端末の切替えといいますか、入替えのタイミングですけれども、委員おっしゃるとおりそのぐらい、5年に1回のスパンぐらいでというふうには私のほうで

も認識はしています。

○教育長 小中のクロームブックの更新につきましては、委員がおっしゃるように、やはり基本ソフト自体のバージョンアップが単体ごとでやらなければ、普通のパソコンみたく容量が最初から大きければ新しいOSの部分を組み入れる容量が入っているのですけれども、そういった形にはタブレットはなっていないものですから、機械本体ごとを機種ごと交換しなければいけないということになっております。

それから、小中学校でクロームブックを選定しているのは、一番最初の導入の時期に西胆振で同じクロームブックにしようと、合わせることによって教職員が転勤した場合にすぐに使えるように、異動して新たに違う機種、ウィンドウズ系のやつを使ったりとかアイパッド系を使うと混乱しますので、ですから西胆振の中では統一して同じ機種にしようというある程度の約束事でやっております。ただ、高校については本町の独自の高校の支援策の一環としてタブレット端末の提供というようなことしておりますので、高校と相談しながら、高校生についてはアイパッドのほうが利用しやすいということですので、そういった形で選定をしているというところがございます。

○長内委員 分かりました。理解させていただきました。ただ、やはりどうしても、パソコンも同じだと思うのですけれども、一定の部分でバージョンアップをされるということで、それに伴って整備をしていかなければならない、行政も含めてです。町の行政の部分でもそうでしょうけれども、それなりの負担が伴ってくるということと、最初の導入の今お話しいただいた他校というか、他町村の学校との部分も含めて機種は選定されるということで、その機種に沿った形で当然次の更新もされるというふうな形で認識をさせていただきました。

関連して併せてちょっと伺っておきたいのですが、例えば高校の場合今アイパッドということで、これは一般的な、アップル社ですか、の機種なのですけれども、これは我々一般的にもアイパッドを使う機会が多いのですけれども、小中高も含めて要するに学校で授業として与えられたタブレットの使用の範囲というのは、例えば持ち帰って自宅でも使えるものなのか、特にアイパッドあたりは非常にいろんな部分で汎用性があるので、そういうことでオープンにしているのか、もしくは制限が学校内だけでしか使えませんよという制限を設けているのかという点と、それと例えば一般のパソコンありますよね、特に中学生、高校生になると自分のパソコンを持たれている、与えている家庭も家庭によってはあると思いますし、そういう部分の使用も学校の教育の中でGIGAスクールの中で一般的なパソコンの使用もある程度許容して使われているのかどうかという点をちょっと、前段で一般質問で同僚議員からもやり取りもありましたけれども、それも含めてそういう汎用性の部分ではどうなのかという点をお聞きしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目ですが、タブレット端末の持ち帰りという部分でございますが、一応教育委員会で持ち帰りについてある程度一定のルールを定めて持ち帰るようになっておりますので、小中高とも持ち帰りはしております。ある程度汎用性といいますか、そういった部分では高校生なんかは恐らく毎日持ち帰っているような状況、小学校については週末ですとか、中学校については必要に応じてですとか、そういった形で持ち帰っております。持ち帰った場合にセキュリティーの問題がありますけれども、そちらはフィルタリングをかけてある程度有害なサイトにはアクセスできないというようなフィルタリングをかけてございます。

それから、一般的なパソコンといいますか、その使用をしているのかどうかというところでございますが、今小中高とも学習用の先ほどから言っておりますタブレット端末を主に使用しております。普通の一般的なパソコンについては、小中は今使用はしてございません。高校生、高校の場合は、表計算ですとか、そういった資格検定の部分がありますので、打ち込みですとか、タイピングといいますか、そういうのですとか、そういった資格の取得がありますので、そういった部分で高校生の場合は使用してございます。

以上でございます。

○佐藤委員 5番の学校給食運営事業について伺いたいと思います。

学校給食保護者負担軽減負担金、これは多分給食費の無償化に伴って本来児童生徒が食べた給食費をまとめて町が払うということで理解していいのか。

そして、それであればこの778万の積算、先日室蘭民報だったと思うのですが、伊達食育センターですか、その単価が上がりますよということをちょっと新聞で見たのですが、8年度の児童生徒それぞれ1人当たりの月額給食費、多分中学校3年生は登校日数の関係で変わるとは思いますけれども、それは別にして月額給食費は幾らなのかちょっと知りたいので、説明をお願いしたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

給食費の月額というところでございますが、委員おっしゃるとおり令和8年度から小学生については60円、中学生については70円値上がりするということで、伊達市の教育委員会からも説明を受けてございます。それに伴いまして月額の給食費でございますが、小学校はおおむね193日で1食330円で年額6万3,690円、これを割り返しますと月額は5,400円程度、ちょっと3月は4,300円ぐらいに下がりますけれども、月額が5,400円、中学1、2年生が192日で1食400円で年額7万6,800円、月額に直しますと6,500円程度、3月は5,300円程度、中学3年生は182日でこれが1食400円、年額が7万2,800円、月額の給食費はおおむね6,300円程度、3月は3,500円程度というふうに考えてございます。

以上になります。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、教育費、154 ページ、155 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、156 ページ、157 ページ。

○佐藤委員 小学校運営事業の中で図書システム蔵書データ登録委託料 177 万 1,000 円が計上されておりますけれども、これはどのようなシステムなのか、まず最初にそれを伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

図書システムでございますが、こちら中学校の学校図書館に小学校も入るということで、いわゆる貸し借りのシステムというふうになっております。その他検索事項等もできるようになってございますが、一般的なそういった貸し借り等の管理できるシステムというふうになっております。

○佐藤委員 それは理解しました。そこで、小学校の経費を今質疑しているのですけれども、中学校の運営事業にも関わってくるのではないかと思います。調べてみますと、7 年度で中学校運営事業費の中で図書システム導入委託料 296 万 3,000 円が計上されております。それとの今回 177 万の関連、どのように理解していいのか。また、今後これを導入したことによって、後年度っていいですか、9 年度以降この委託料はどの程度の金額がかかるのか。

それから、小学校と中学校の図書室が渡り廊下で 1 つになった。それで、今まであった小学校、中学校の図書を 1 つのフロアにまとめたということはわかりますけれども、現在の蔵書数、小学校、中学校の一緒になったときの図書はどの程度、何冊程度あるのか、そういうことを知りたくて質問いたしました。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

昨年度中学校でこの同じ図書システムの委託料というふうに計上しました。こちらでもその関連ということでございますが、昨年度は中学校に図書システムを導入、図書システムの導入と、それから旧中学校から図書を持ってくる経費、それからデータの入力作業、それからバーコードの貼付け作業、それらを含めた委託となっております。この小学校、本年度令和 8 年度に計上しました委託料も同様の部分で、こちらは既に中学校の図書館にシステムが入っておりますので、同じシステムへの登録ということで小中共用で使っていくという部分での委託料でございます。こちら作業といたしましては蔵書の登録ですとかバーコードの貼付けといったことをメインに委託するという内容でございます。

それから、今後の委託料はということでございますが、こちらは 1 回蔵書のデータの登録ですとかしてしまいましたので、今後は一応こういった類いの委託料は発生しないというふうに考えてございます。

それから、小中学校の図書室図書の蔵書の数でございますが、これちょっと今手持

ちにありませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○長内委員 今の図書システム蔵書データ登録委託料についてちょっと確認でお伺いしたいと思うのですが、今年小学校でその委託料として発生すると、昨年ですか、中学校として発生していたと、今後は連携してというような話がありましたけれども、私も技術的なこと分からないのですが、それなりの金額、中学校も結構な金額、小学校も170万という金額で、どのぐらいの蔵書があるか分かりませんが、非常に委託料としては高額に感じるのですけれども、これ中学校と小学校が連携して、学校が要するに連携を強めていくということで計画されていて、この部分も本来であれば一括でデータ管理できればもっとコスト安く組めたのかなと思う。当時そういう中学校の計画を出されたとき、そういう検討というのはなされたのかどうかという点と、それから今ここの教育委員会にも一般の図書あります。私もちょっと不勉強なのですが、図書司というのですが、それをいろいろアドバイスしたり、本を紹介したり、説明したりするような図書司が、図書司というのでしょうか、いた時期がありますけれども、今も配置されているのでしょうか。私も確認取れていなかったもので、もしそういう時代に入ったときにここの図書室もそういうシステムがあるのかどうか。あれば便利なのかもしれませんが、今の時代だから小中、高校も含めるのかどうか分かりませんが、要するに学校と教育委員会の図書室とのデータベースの共有化みたいなことはネット上でやれる環境になっているような気がするのですけれども、それは実際は連携も含めて難しいことなのかどうか、ちょっと確認で聞かせてください。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目ですけれども、小中で昨年連携して整備してしまうという考えはなかったのかというところがございますが、昨年度中学校が校舎ができた段階でまず中学校の部分を整備しましませうと、続いて小学校が渡り廊下でつながりますので、落ち着いてから小学校の図書を移動させて整備しましませうという、そういった計画で整備をしてきたところがございます。当然、先ほども申し上げましたが、同じシステムでありますので、小中で共用して使えるというシステムになってございます。

山美湖図書室の図書司書ですけれども、今現在は会計年度任用職員ですが、図書司書の資格を持った人間が配属されております。その山美湖の図書システムと共有は可能なのかということですが、今現在は山美湖図書室にも独自の図書システムが入っております。今後ということでございますが、いわゆる小中高の図書室と山美湖、町の図書室が連携できれば一番いいかなというふうには考えておりますが、費用対効果も含めましてその辺は今後ちょっと検討できればなというふうに思っております。

○湯浅委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育費、156 ページ、157 ページ、先ほどの佐藤委員の質問に対しての後刻答弁することになっていた件につきまして答弁をいただきます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

先ほど佐藤委員からのご質問で小中学校の図書館の蔵書数ということでございますが、令和7年度に入って入替えもあると思いますが、6年度末でございますが、小学校が6,149冊、中学校が4,454冊でございます。

○長内委員 先ほどの質問に続けてちょっと確認という形で再質問させていただきます。

私質問した趣旨は、小中一貫校を目指していくという中で単年度の違いで二百何十万、中学校、小学校百何十万、200万近いお金、前後のお金がこのデータ登録委託料という形で支払われる。それが分かっていたらもう少しその辺は一緒に連携してやればよかったのかなという発想で確認で質問させていただいたのですが、そのシステムとか、要するにデータベース化だと思ったのです。それだったらそんなに、結構な高額な金額なので、それなら一緒にやったらよかったのではないのかと、できれば町の図書もデータベース化してそのシステムで連携してできないものなのかなというような発想で質問したのですが、何やらそのデータベース化に伴って別な作業というのですか、関連する作業もあるやにちょっとお聞きしたものですから、どういう作業が伴って行われるのかという点も聞かせていただきたいと。

それと、山美湖の図書室の図書司だと思ったら、図書司書という役割で来ていただいている方がいる。その方が今後も続けてそういう図書に対するいろんな指導ですとかアドバイス等を行って行っていく予定も今後ずっとあるのかどうか。それと、その部分の例えば機能強化といって図書司書がいていつも行ったときに対応してくれるということがなれば、それはそれで一番理想的なことなのでしょうけれども、その辺の部分の中で今いわゆるシステム蔵書データ登録みたいなことが小学校、中学校で行われるとすれば、ここもそういうシステムの中で、例えば今の時代ですから、インターネットで家庭にいてどういう図書が分類ごとにこの図書室に保管されていて、それをネット上で例えば借りる予約ですとか、あるかどうかということも可能なかなってこの部分を見て感じたものですから、ちょっと関連で申し訳ないのですけれども、その対応について今の考えがあればお伺いしておきたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

まず1点目、今回といいますか、委託の内容の作業内容というところでございますが、こちらにつきましては先ほどもお話ししましたが、バーコードラベルの貼付け、それからシステムへ蔵書データの登録、それからデータに沿った内容を印刷したバーコードラベルを、背ラベルといいますか、分類のラベルを貼っていくというような作

業をしてもらうということでございます。

それから、山美湖にいる図書司書の今後ということでございますが、先ほど今現在は1人会計年度でいるというふうにお話ししましたが、来年度につきましてはこの会計年度任用職員は一応退職するという予定でおりまして、今現在別な方、図書司書の資格はないのですが、そういう方を会計年度任用職員として雇っていくという予定でおります。

それから、山美湖の図書室でのインターネット上で予約等が可能かというところでございますが、こちらは今のところそういった運用はできていないという状況でございます。今後の可能性はというところでございますが、そういった状況、環境になれば一番いいかなというふうに思いますが、今現在の図書室の利用ですとか図書の規模ですとか、そういったことを考えながら今後必要があれば検討していければなというふうに思っております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、教育費、158 ページ、159 ページ。

○佐藤委員 2の教育振興費、経済的に恵まれない家庭の子供たちに学用品だとかいろいろなものを経済的な援助をするために小学教育振興費で要保護、準要保護児童を対象に451万程度の予算を計上しているのですけれども、現在の要保護、現在というか、8年度の要保護、準要保護の人数はどの程度想定しているのか伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

令和8年度の予定ということでございますが、こちらはあくまでも今現在の状況と、それからそれに伴う予測になる数字でございますが、一応令和8年度では小学校の就学援助の予定が34名、中学校で23名、合計57名を予定してございます。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、教育費、160 ページ、161 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、教育費の162 ページ、163 ページ。

○毛利委員 金額的にはちょっと小さいのですけれども、前年度この中学校教育振興事業の中に伊達地区の吹奏楽連盟加盟負担金というのが1万円上がっていたのですが、今年度ないということはその連盟から抜けたということなののでしょうか、それ確認したかったのですが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

吹奏楽連盟の負担金1万円ということですが、こちらなくなった、抜けたということではなくて、こちらは部活動の地域展開に伴いまして社会教育のほう、スポーツ振

興のほうで一括して中体連の補助ですとか見ているので、そちらのほうに移行して
ございます。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、教育費の164ページ、165ページ。

○長内委員 壮警高校の部分について、この高等学校運営事業に関わるかな、関連が
あるかなと思って伺いするのですが、壮警高校の先日卒業式が行われまして
私も出席をさせていただきました。3年間壮警高で学んで巣立っていくと、10名の生
徒が卒業されましたけれども、入学する生徒は20名前後いらっしゃるというよう
なお話も聞いておりますけれども、壮警高が歴史を重ねて現在に至っているわけす
けれども、これは度々議論になるところですが、校舎もかなり老朽化しているとい
うことも含めて町立高校として今後どのように考えていくのか、教育委員会、また行政
内部でも検討されているかと思っておりますけれども、現在その辺の検討はどのよう
な形でされているのかお伺いしておきたいと思っております。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今後の壮警高校の在り方ということでございますが、令和7年度、昨年度で壮警中
学校完成して、大きな事業があったわけです。今後壮警高校については、度々教育委
員会会議のほうでも話題になりますが、今後その在り方についてはまずは教育委員
会の考え方を整理した中で町側との検討、それから議会議員の皆様との協議という
ようなことで今後進められればなというふうに思っております。

○長内委員 分かりました。中学校の大きなプロジェクトが1つ完了したというこ
とで、次に向けて検討していきたいということなのですが、今年は入学生の中に
壮警町内在住の生徒さんも入学されるということで、通学補助等は壮警高に通学さ
れる人というのには支援をしているわけなのですが、入学祝金のような形で10万円
でしたか、そういう生徒さんにも支援をすると、私はいいことではないかなと思っ
ております。農業高校ですから、今胆振唯一の農業高校ということで、当然壮警町
だけではなくて近隣も含めて広く生徒さんが入学できる高校なのかなというよう
なことを考えておまして、そういう中でどういう形が農業高校としてふさわしい
のか、もしくは壮警町にとってどういう高校があることが活性化なりメリットに
つながっていくのかという部分で、これはもう長年の懸案事項でありますから、今
までの議論の積み重ねももちろんあると思っておりますし、そういういろんな角
度から、地域の農業振興も含めていろんな角度から検討していくべきであらう
かなと思っております。ただ、相当議論を重ねて同じような繰り返しの議論を
度々させてもらっているのですが、なかなか方向性が見えづらいところも正直
あると思っておりますので、教育委員会もしくは行政も含めてぜひ地域の意見
も聞きながら議論を深めていただきたいと思います。最後に答弁いただければ
と思っております。

○教育長 確かに校舎の老朽化等大きな問題を抱えているのは承知しているところでございます。ただ、改築等に伴って大きな財政が伴うということもありますので、町の財政状況とも勘案しつつ、将来的な社会資本整備計画の中で望ましい教育環境の在り方について考えていってまいりたいと思います。今後も壮瞥高校が小さくてもきらりと光る学校として地域の皆様から愛され、そしてそこに多くの高校生が集うような学校の存在となるように特段の配慮を持って支援を続けてまいりたいなというふうに考えている次第です。

以上です。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、教育費 166 ページ、167 ページ。

○佐藤委員 高等学校の振興事業です。高等学校教育振興事業の中の、今長内委員も触れておりましたけれども、町内入学者進学助成金、これについて伺いたいと思います。正式に提案されておりますけれども、20 万円計上しております。何か今長内委員は 10 万という言葉を使っておりましたけれども、正式に 10 万って表明されたことはあるのかどうか。私は、室蘭民報が取材して実施している西胆振の 3 市 3 町の首長といますか、市町長の座談会の中でこれを知ったのです。10 万という言葉が使われておりました。そこで、この助成金の給付はどのように考えて給付するのか、今考えている事項、給付方法について最初に伺います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

入学祝金、進学助成金ということで 20 万円計上しておりますが、10 万円という話も出ておりますが、予算上は 1 人 10 万円で 2 名予定して 20 万円というふうに計上しているところでございます。給付の方法につきましては、今後要綱等を整備して、その中で申請をしてもらって、それに対して給付するというふうに考えております。

○佐藤委員 もしも要綱をつくるのであれば、私がいろいろと今までの町の取組から考えていくと多分半分は商品券なんて出てくるような危険性があるのではないかと、そんな気がしてならないのです。といいますのは、小中高の入学生に対しては別な福祉費のほうで 5 万円見ておりますよね。ですから、私はこの 10 万を給付するのであれば、2 年生の時点、2 年生に進学した時点で 5 万円、そして 3 年生に進学したときに 5 万円というような援助をしてあげることが必要でないかなと、そんなことを考えております。といいますは、やはりそれぞれの進学に対して 3 年間学ぶための私は支援であるべきだと思っておりますので、そのようなことを考えていることを添えたいと思います。私は原則的には現金給付が一番望ましいのではないかと考えておりますけれども、そのことについて、今までの給付は全て半分が商品券ですけれども、そのような考えは持たれているのかどうか、まだ実施要綱作成していない段階ですけれども、担当者の頭の中にはどのようなことが今描かれているか伺いたいと思います。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

町内入学者進学助成金につきましては、現段階では現金の給付ということで考えておりますし、また進学助成金というふうになってございますので、現段階では入学時に申請していただいて一括 10 万円を支給するというような考えで進めていければなというふうに思っております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、教育費、168 ページ、169 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、170 ページ、171 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、172 ページ、173 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、174 ページ、175 ページ。

○佐藤委員 4 の文化財保護費について伺いたいと思います。

皆さんご承知のように、壮警町は 2 つの無形文化財を教育委員会が指定しております。そして、その保存活動を援助する。過去にはいろいろな活動助成金などを出して援助してはいましたけれども、数年前からそれが消えております。特に私が一番心配していたのは仲洞爺獅子舞なのです。この仲洞爺獅子舞は、仲洞爺地区の開拓当時から四国から入植された方が持ってきて、自来百数十年間保存、継承しているのです。そこで、この活動も地域の高齢化、人口減少と色々な要因で、またコロナがあったというようなことでここ数年間は活動は皆無に等しかったのではないかなと思います。昨年、それでは駄目だということで役場の若い職員の皆さんが中心になって仲洞爺獅子舞を復活、保存、継承しようという本当にすばらしい考えを持って取り組んでいただいております。その発表は、職員の皆さん、また地域の子供たちが一生懸命習い、覚えたものを、今年の 9 月 19 日だったと思いますけれども、壮警神社の祭典時に境内で披露してくれました。私も長い間仲洞爺地区の皆さんと保存、継承についていろいろな協議をし、そして取り組んできた経緯もあるものですから、その姿を見て感動しました。

そのとき、役場の皆さんが一生懸命やっている。それも日常の勤務時間外に集まってやっているのです。そういう人たちに対しての団体に対しての活動助成と申しますか、夏の暑いとき、9 月という練習は 8 月から始まると思います。そうすると、暑い中で獅子頭を持って油単の中に体を埋めて活動している。汗も出ます。そういうときにちょっと、お酒でなくてジュースなどでも飲めるくらいの、やはり私はそういうご苦労に対して活動助成金を設けるべきではないかなと、そんなことが気になるのですけれども、どうでしょう。久保内にもあります。久保内も大変に保存、継承に苦労さ

れていると思います。この文化財を末永く保存、継承していくためには保存、継承に携わる人の努力に対しての敬意と心遣いが私にはあっていいのではないかと、そんな気がしてなりません。そこで、活動のための、何十万という金額でなくて本当に少ない金額でも差し上げるような考えはあるかどうか。地域に根差しているから、地域でやれば、地域の皆さんが負担すればいいのではないかと、そんな考えは持っていないとは思いますが、やはり行政としてこの保存、継承に配慮することが必要だと思いますけれども、担当者、また町はどのような考えを持っているか伺いたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

町の無形文化財であります仲洞爺獅子舞あるいは久保内獅子舞に対する助成はどうかというところでございますが、この文化財といいますか、無形文化財に伴わず、これ以外の町内で文化活動をしている団体、町の文化を盛り上げましょうというところで活動している団体につきましては、町の文化協会に加盟している団体につきましては文化協会からその活動における活動助成金を出してございます。そんなに多くない金額ですけれども、団体割ですとか人数割といったところで活動助成金を出してございます。その他、この無形文化財に対する保存活動というところでは、過去には獅子頭の修繕ですとか、あるいは太鼓の張り替えといったところで別枠で補助金を出しているという経緯もございます。

以上でございます。

○佐藤委員　そのことは承知しております。文化協会に加盟している、現在何団体、そして何十人がこの文化協会に加盟し、活動しているのですか。そして、13万ですよ、こんなこと申し上げて申し訳ありませんけれども、後から発言しようと思いましたが、体育協会に対しては100万単位の助成をしている、補助金を出しているではありませんか。私は、そのような特殊な活動をしているところにはもっと温かい目を持っていただきたい。13万で、人数割だとかいろんなこと先ほど答弁聞きましたけれども、1人当たりにしたら何ぼになるのですか。そして、活動している様子見ましたか、初めて町民の皆さんの前で発表した姿を教育委員会の担当者は行って見ましたか。何か形式的な物の考え方には私は賛成できないのです。やはり実態を捉えてやっていただきたいという要望を添えて、この質問は終わりたいと思います。

○生涯学習課長　ご答弁申し上げます。

仲洞爺獅子舞保存会につきましては、令和5年から団体からの要望を受けまして、教育委員会といたしましても何かできなかつたというところで、委員おっしゃるとおり再開に向けていろいろと一緒にやってきたところでございます。その成果がありまして昨年の仲洞爺神社あるいは壮警神社の祭典で披露できたと、町の文化祭にも出演していただきました。壮警神社の祭典ですけれども、私も行って見たところでございまして、集まっている皆さんも非常に喜んでいただいているという光景が見られました。今後それらに対する助成金というところでございますが、必要があればそれぞれ検討していけれ

ばなというふうに思っております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、教育費 176 ページ、177 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 178 ページ、179 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、180 ページ、181 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 教育費、182 ページ、183 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 184 ページ、185 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 公債費、186 ページ、187 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 諸支出金、188 ページ、189 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 給与費、190 ページ、191 ページ。

○長内委員 給与費の、これは今年だけではないのですが、ずっと計上されているのですが、特殊勤務手当 32 万 1,000 円予算化されておりますけれども、この特殊勤務というのはどういう勤務が該当されるのかお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

特殊勤務手当につきましては、これも規則に入っているのですが、遺体の処理の従事手当とか火葬等、あと伝染病の防疫関係、あとは野犬掃討、劇物等の取扱手当とか、その他選挙の手当に関しても特殊勤務手当ということで規則には載っております。

○湯浅委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 44 分

再開 午前 11 時 46 分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 先ほどの答弁ですが、特殊勤務手当につきましては再度確認しましたところ高校のほうの農業水産実習指導手当ということで、それについての費用でございます。

○長内委員 さきの答弁は、理解できるなと思って実は聞いていたのです、そんなでないことなのかもしれませんが。ただ、後段の高校の実習に伴っての部分というのはそういうのもあるのだという認識で確認させてもらったのですが、大分以前だと思う

のですが、ちょっと同様な趣旨で聞いたことがあった記憶があります、もう相当昔の話で。これ例えば今回も税や使用料の部分で、使用料の欠損といいますか、そういう処理をしましたけれども、可決されましたけれども、税や料の未納者等に対して徴収をするという部分も担当課はやられているのだらうと、町内のそういう方に向かって対応して町税を促すというのは大変な心労も伴う業務なのかなと思っていて、その徴収業務の仕事ですとか、保育士さんも何かそんなような該当するような時代もあったやに聞いております。高校もそんなのかもしれませんが、そういう通常の職員の業務の中で特に負担の伴うものに対して特殊勤務手当がもしかしたら支給されるのかなという趣旨で聞いたのですけれども、今の高校の部分はそういうことになるのかなというような感じもするのですが、それだけなのです、特殊勤務に該当する。先ほど言った亡くなられた方のご遺体の処理というのは、そういうケースがあるかどうか分かりませんが、今独居老人の方も高齢者の方も増えて、そういうケースもある。それは当然警察の検視ですとか、ただその後の処理が身内の方がいらっしゃればそれはそういう部分もあるでしょうし、そういうことを処理を業とする業者さんもおられるのか分かりませんが、その対応というのも大変なご労苦だと思います。その辺はよく納得できる場所なのですが、通常の業務でない突発的なそういう部分の対応ということは今のところはないというふうに捉えていいのですよね。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ただいま長内委員がおっしゃった部分に関しては、絶対ないとは言えないのですが、そのときは何とか計上して費用負担はしなければならないのかな。遺体とか、そういうのももしかしたら、今こういう時代ですので、ある可能性あります。そういう場合にはそういうことで対応しなければならないのかなと思っております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、予備費、192 ページ、193 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、歳入について、一般会計、見開き4ページ、5ページから。ありませんか。

○佐藤委員 歳入の部の町税について伺いたいと思います。

自主財源としての町税は前年比で1,308万円の増でありますけれども、その下に書かれております町民税の内訳を見ますと固定資産税が508万2,000円の減になっております。固定資産としての土地や家屋に大きな変化があったのかもしれませんが、令和7年度と比較して508万円の減となっておりますけれども、これはどのようなことから減額になったのか伺いたいと思います。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

固定資産税が減額になっているというところの主な理由、要因についてでございます。

すが、まず固定資産税につきましては土地、家屋、償却資産、この3つから固定資産税として構成をされております。このうち、償却資産についてでございますけれども、償却資産につきましてはこの土地や家屋以外の事業用固定資産のことを指しております、これにつきましては減価償却の対象となる資産のことでございます。この償却資産の具体的なものといたしましては機械や設備、備品などが該当しております、これらの資産が先ほど申しましたとおり固定資産税の課税の対象となります。

ご質問の令和8年度予算の固定資産税が500万弱減額になると見込まれるこの要因としましては、今申し上げました事業用償却資産について総体的に見た場合、耐用年数等の経過等による減価償却期間の終了などにより課税標準額が減少したことによりますというふうに見ております。土地、家屋につきましてはそんなに大きな、7年度と8年度を比較しまして大きな変動はないと見ておりまして、これらの主な要因につきましては償却資産の課税標準額の減少ということで見えております。

以上です。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、地方譲与税、6ページ、7ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 地方特例交付金、8ページ、9ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 使用料及び手数料、10ページ、11ページ。ありませんか。

○佐藤委員 やはり予算編成するときに自主財源としての使用料は、私は歳入にとって大切なものだと思っております。そこで、毎年気になるのは5番の土木使用料なのです。その中には、9日の日でしたか、議案第18号だったと思うのですけれども、提案されて債権放棄というようなことがありました。そこで、今回現年度の住宅使用料、これは理解できますけれども、過年度の今までたまっていた債権といいますか、使用料は1,600万ほどまだあるはずなのですけれども、そのうちの250万を何とか解消したいということで250万を計上していると思うのですけれども、この250万の収納のためには、私は使用者の理解はもちろんでありますけれども、これを担当する職員の皆さんは本当にご苦労されているのではないかと思います。この滞納使用料の納入に携わることご苦労をどのような形で、滞納の収集といいますか、納入に取り組んでいるか。そんなに難しく考えないで、私たちが日常的にこのように取り組んでいるというようなことを皆さんに知ってもらうことも必要でしょうし、まして今まで1,600万近い滞納がまだ残っている皆さんにも知ってもらうことが必要でないかと思います。そういう意味で、説明といいますか、取組状況について伺いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

滞納の収納についてということでございますが、まず基本的には毎月その月納めて

いない方には督促状を送付しております。それでも応じない場合には年に3回催告状というものを送付しております、ある程度の方はこれで納めていただいております。そのほかに、ずっとたまっている方とかですけれども、どのようなことを行っているかということですが、具体的になりますと滞納者に電話をしたりですとか、あと滞納者宅を担当者が訪問したり、また役場に来てもらって面談をしたりということを行いまして、そのときにその方の現在の生活の状況ですとか、なぜ滞納してしまったのかというようなことですとか、いつ、どれぐらいの次収入が入るのかですとか、ほかで借金があるのかとか、そういうようなことを聞き取りをしながら面談をして話し合っ、毎月どれぐらい払えますかということで払える額を約束して確約書を交わすというようなことを行っております、その方、その方のそれぞれの事情を考慮しながら収納に努めているという状況でございます。

以上です。

○湯浅委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。
休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

使用料及び手数料、10ページ、11ページから質疑を受けます。

○佐藤委員 先ほど担当課長から、この未納解消についての取組にご苦労されていること分かりました。そして、その中で未納されている方に納付計画書を作成していただいて、それに沿って納入いただいているというお話ありましたけれども、そのように指導して話し合っ、計画書、納入計画を立ててどの程度実行されているのでしょうか。10人もしもそういう指導をして10人そういう作成したとした場合、どの程度それを守って納入されているのか伺ってこの点については質問を終わりたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

先ほどの確約書を交わしてどれぐらい納入されているかという件でございますが、基本的には守るのが当然でしょうし、守られているという方もおりますけれども、中には何か月かするとまたちょっとたまってきて、またもう一度面談してという方もいらっしゃるというのが現状でございます。

件数につきましては、ちょっと今把握していませんけれども、以上でございます。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 それでは、使用料及び手数料、12ページ、13ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 国庫支出金、14ページ、15ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、16 ページ、17 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 道支出金、18 ページ、19 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、20 ページ、21 ページ。

○菊地委員 農林水産業費補助金の部分の林業費補助金の2のシカ集中捕獲支援事業補助金ということで、本来であれば歳出のほうで質問すべきことだと思うのですが、委員長のお許し、許していただいて有害鳥獣に係る質問をしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。関連で質問いたします。

○湯浅委員長 どうぞ。

○菊地委員 まず、鹿の駆除にドローンを使えないか、今後の取組として一斉捕獲のときにドローンを活用する、また成育調査というか、そういう部分にもドローンを活用する取組を今後考えられないのかどうかという部分と、大分前からアライグマの被害が多くなってきています。アライグマの本町の被害状況と今壮瞥町で持っている箱わなの数、どのぐらいの数を持っていて、今現在それで間に合っているのかどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、有害鳥獣の駆除の関係でドローンを使用できないかという部分でございますが、こちらにつきましては他自治体でそういう取組をしているというところでございますが、当町においては今のところそういう予定はしておりません。それで、こちらドローンどういう形で購入して、操縦する人とか、そういう部分もございますので、そういったところにつきましては今後ほかの自治体の事例等を参考にしながら、あとその費用面とか、そういうのも考慮しながら検討したいと考えております。

それから、アライグマの被害状況でございますが、被害調査を毎年実施しております、その中で令和6年度でいきますとアライグマの被害額というのが400万程度になっております。令和5年度につきましては430万程度という状況で、令和4年度につきましては70万程度ということで、令和5年度、6年度が非常に多くなっている状況でございます。それから、箱わなにつきましては結構老朽化等で壊れたりということで更新をしている状況でございます、年に10台程度購入をしているところでございまして、ちょっと総数については今はっきりとした数字はございません。そういう形で随時10台程度更新を続けているという状況でございます。

○菊地委員 アライグマの被害が年々増えているということでもありますので、効率的に計画的に捕獲という部分を考えていかなければならないのではないかなというふうに思うのです。それで、北海道で出しているアライグマ捕獲プログラム、見たことあるというふうに思うのですけれども、これには4章立てで捕獲の進め方、捕獲の実

践の仕方、状況把握と目標設定の方法、これまでの取組から学ぶ改善方法ということでプログラムが出ています。これを承知しながら、学びながら、これに沿ってということにはなかなか難しいかもしれませんが、なるべくこれに沿った形での取組を進めるべきでないかなというふうに思うのですけれども、このことについて意見ををお願いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

アライグマの被害が今増加している状況にございまして、効果的に捕獲していくというところでございますが、やはり委員おっしゃるとおりそういうものも含めていろいろ勉強しながら、また道のご助言等もいただきながら積極的に捕獲をして取り組んでまいりたいと考えております。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、道支出金、22 ページ、23 ページ。

○佐藤委員 壮瞥町は、硫黄鉱山の閉山によって毎年道から衛生費委託金を受けて処理事業に取り組んでおり、今年度といたしますか、8年度はおよそ前年よりも4,800万ほど多くの委託金を受け取って事業を進めるのですけれども、ただ単に人件費が上がっただけではこんなにならないと思うのですけれども、特に上がった、委託金が増額になった要因というのは、何が原因というよりも、何がこの委託金を押し上げてきたのか伺いたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

委託金の増加の要因というところでございますが、人件費と労務費、資材費の高騰というのはもちろんございます。それと、併せて設備費というところが今回増額していきまして、前年度比2,200万程度の増加をされております。その8年度の工事の関係で大きいところでいいますと第2通洞坑電気設備更新ということで、こちらがLED化になりますが、2,165万円程度かかると、それぞれ7年度も8年度も設備の更新等はしてきていますが、8年度のほうは今お話ししたものに加えて更新経費が増えているという状況にございます。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、財産収入、24 ページ、25 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、繰入金、26 ページ、27 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、諸収入、28 ページ、29 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、町債、30 ページ、31 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 それでは、次に給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計、194 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 194 ページから 203 ページまで全体を受けます。質疑を受けます。

〔「もう一回そのとおり読んで」と言う人あり〕

○湯浅委員長 一般会計 194 ページから 203 ページまで。なしでよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、債務負担行為、第 3 表、地方債及び条文について質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算書及び予算に関する説明書全体について。

○長内委員 この際ですので、全体について 2 点ほどお伺いをしたいと思うのです。

1 点目は、今年度 4 月からだと思うのですが、北海道で宿泊税を導入するというような話を聞きますが、これは道の部分なのか、直接は町は関係ないのかもしれませんが、それに当たって町として特別なことが何か関連することがあればお伺いをしたいと思います。

それと、もう一点は、全体の支出の中で委託料がいろいろなところに出てきております。例えば設計委託料にしても管理運営に関わる委託料にしても委託料がいろんな部分で出ておりますけれども、実は昨年胆振管内の議員研修会が洞爺湖町で開かれたわけですけれども、その際に講師の先生からも、今市町村の財政の中で委託料の占める割合が非常に増えてきていると、それが面財政を硬直化させている要因の一つにもなりつつあると、それは多分人口減によって職員の数も減らしてきていると同時にその分を、業務の量も多岐に及んできているということの中で、限られた職員の中でそれをやっていくのは大変なことで、それがいろんな形で外部委託に頼らざるを得ないような状況が現れているというような実はお話がありましたし、北海道新聞でも各市町村の委託料の部分が記事になって載っていることもありましたけれども、当町として委託料について現状としてはどういう傾向なのかという部分で分析をすればこの際お伺いしておきたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

1 点目の宿泊税についての当町の関連についてでございますけれども、北海道税ということで道議会のほうで今使途について検討されているところでございますが、あらあらの概要として振興局を通じて示されたものによりますと、この宿泊税というのは専ら広域連携、広域周遊を主にしていまして、市町村に直接下りてくるという部分では今のところ想定されていないようでございます。中でも各振興局ごとに事業を行うというのは、これはおおむね決まっております、主に新幹線開業を見据えて後志

と胆振とをつなぐ2次交通であるとか、白老のウポポイへの誘客についての広域のモニターであるとかということを今主眼に考えて検討されているというところまでは承知してございます。今後も町がそういった財源を活用して何か絡めるところがあれば積極的にぜひ連携していきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○企画財政課長 先ほどの委託料ということでございますけれども、こちらにつきましても工事等がある場合には設計関係の委託を出すですとか、施設関係の運営、維持運営管理ですとか、そういうものの経費ということでございます。その辺が町財政を圧迫しているのではないかというようなご意見だったとは思うのですけれども、令和8年度の予算につきましては一般会計全体で51億2,000万のうちおよそ1億円、1億2,400万ほどということで、全体予算に占める割合としては20%を占めているというところでございます。過去からどのような推移で……

〔発言する者あり〕

○企画財政課長 すみません、委託費の占める割合、1億ではない。

〔発言する者あり〕

○企画財政課長 先ほど、すみません、1億って言ってしまいましたけれども、10億です。10億2,475万5,000円ということで、一般会計の中で締める割合は20%というふうになっております。過去からの推移については、その辺の見方はちょっと見ていませんけれども、占めている割合は大きいというところでございます。専門性のある業務もございますので、必要な経費だとは思っております。

以上です。

○長内委員 1点目の宿泊税につきましては、直接町が収納したりするわけではないので分かっておりますが、ただ北海道でも有数の観光地に位置づけられているということで間接的であっても何らかの町の運営に対して影響が出てくるのかなと思ったものですから、質問させていただきました。これからいろんな形で道のほうからもあるのかなと思いますが、そのときまたご説明をいただければいいのかなと思います。

委託料の件ですけれども、20%程度、約10億ぐらいの委託料、総額でというお話でした。これが分析されていて、例えば近隣の市町村との比較だとか、まだそこまで多分分析はされていないのしょうから、数字として伺っておきたいと思うのですが、委託料の部分が、これは当町ばかりではなくてそういう指摘があるとおり、年々増えている傾向なのはあるのかなと思っております。これは、やはり限られた町の職員の中で全てを自賄いできないというのはよく理解できることでありますし、それによって住民のサービスを低下させてはいけないということの中で一定の割合委託料という形で外部も含めて委託をする形を取っているということは理解できるわけがありますけれども、行政情報システム運用管理事業の中でもちょっと質問をさせていただいたのですけれども、業務委託ですとか、例えば正職員の数は町の人口からいつ

たらある程度人件費も含めて抑制せざるを得ない。そういう中において会計年度任用職員の採用、これは地域おこし協力隊も含めてだと思いますが、年々増えている傾向で、職員の定数でカバーできない部分をいわゆる外部の委託ですとか、会計年度任用職員、いわゆる臨時職員という形でカバーしていくということは、これは財政上やむを得ないなと思うところでありますけれども、同時に委託という分が増えていったときに、職員の意識としても町のいろんな実態やこれから目指すべき方向性ということを議論するときに、どうしても内部での能力というのですか、そういう部分も含めて薄くなるような要素はないだろうか、そういうことはないと思っておりますけれども、どうしても人材的に外部に頼らざるを得ないような状況の中で、優秀な職員の育成ですとか、そういうことも含めて人材の育成等にどうしても影響が出ないだろうかということ懸念するわけがございます。そういう部分で、ある面でそういう部分をカバーする意味で行政DX等も取り入れて内部のそういう能力を高めていく、それと縦割りだけではなくてそこを横でつなぐことによって少ない人数でもカバーできるような部分を取り入れようという動きは国も含めて出てきているのかなと思うのですけれども、その辺に対する理事者というか、町長としてこの辺をどのように考えられているのか伺いたいと思います。

○町長 委託料に関する事と行政の今後の運営の進め方についてでありますけれども、委託料につきましてはかつて直営でやっていたものを民間の力をお借りするという考え方で、道路の維持管理ですとか、施設の維持管理、じんかい処理ですとか、そういう昔は、私が役所に入った頃は直営でやっていた事業を徐々に民間の皆さんの力を借りて行っているということで、時代の趨勢とともにそのような流れになってきていると、このように理解をしておりますし、職員数についても、会計年度任用職員は別ですけれども、正職員の数も一定の割合で減じてきているということをご理解いただけたらと思っております。今後は委託業務になじむのかどうかということは十分吟味をしながら進めていく必要があるだろうと思っております。

そして、本来の行政が担うべき役割については、行政のスリム化とともに、実質的に本来そこに労力を割くべきところに力が割けるようにDXですとかAIの技術を活用していくということと、その過程で必要であれば民間の専門的な知識も入れて活用していくということになっていくかなと思っております。そうしたことを見極めながら行政運営をしていきたいと、このように思っているところであります。

以上です。

○長内委員 分かりました。前の先ほどお話ししました議員研修会の中でも、胆振管内の各町村の財政状況というのですか、それをグラフに表して評価といいますか、されておりましたけれども、壮警町は非常にその中ではいい財政をされているというような評価をいただいて、参加している議員それぞれほっとしたといいますか、よかったなと、これからも期待したいなという話でいたのですけれども、そういう状況で

した。

町長言われるように、例えば指定管理も含めて町内の事業所等に委託できるものしながら、民間の持っている能力をフルに活用してもらって町の財政にも寄与してもらおうと、これ重要なことで、その部門、部門でそれは必要なことなのかなと思っておるのですけれども、特に例えば各種設計委託料等も各種コンサルも含めてそこをお願いをして町の将来の像を描いていくような計画が出されることが度々ありますけれども、その割合が外部に設計委託的な要素がやはり多くなってきているような気もするわけです。その辺そうでないというようなことで答弁があればそれはそれでいいのですけれども、というのはやはりいろんな部分でいろんな部分が高度になってきていると、そういう中でそういう能力や知識、知見を持った職員がどうしても小さい町の場合は限られてしまうという中で、そういう部分を外部に頼らざる得ない状況というものどうしても人口の少ない小さい町というのは出てくるのかなと。そういう部分を広域的なメリットを取り入れながらやっていくということももちろん大事であると同時に、そういう専門職的な職員をどう育成していくのかという視点も重要な感じがするのですけれども、そういうものを含めた職員の人材育成という観点でどのように考えられているか伺っておきたいと思えます。

○町長 先ほど申し上げた委託料については、固定的な業務を民間の力をお借りする業務が時代の趨勢とともに現状のような形になっているということでありまして、計画ですとか様々なものをつくるに当たっては施設を整備するときには施設整備に関する実施設計ですとか、やっぱり民間の力をお借りしていることが多いと思っておりますけれども、自賄いのできるような計画づくりというものは例えば総合計画にしても第4次も第5次についても自前でつくりましたし、そうしたことを踏まえながら、一方で地球温暖化に対する実行計画については、地域編については専門性が高い計画ということでコンサルに委託をするというようなこともありますし、職員もどちらのほう効率的で効果的な成果を得られるかということを見極めながらやっていくべきなのだろうかと、このように思っております。全てを委託に任せるということではなくて自賄いのできるものは自賄いでやっていくというスタンスで今後進めていければと思っております。

また、職員の資質、能力の向上については必要なことでもありますので、研修の機会を設けるですとか、そういったことで職員の資質、能力を高めていく、政策立案能力も高めていくことが重要だと思っております。今後も引き続き継続して取り組んでいきたいと、このように思っております。

以上です。

○湯浅委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号 令和 8 年度壮警町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 14 号 令和 8 年度壮警町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号 令和 8 年度壮警町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 15 号 令和 8 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 令和 8 年度壮警町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決するべきものと決しました。

議案第 16 号 令和 8 年度壮警町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 令和 8 年度壮警町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決するべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 7 分

再開 午後 1 時 3 8 分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 17 号 令和 8 年度壮警町簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、予算明細書の収益的支出について、見開きページごとに受けます。見開き 24、25 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次、26 ページ、27 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 28 ページ、29 ページ。

〔「暫時休憩してもらっていいですか」と言う人あり〕

○湯浅委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○湯浅委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

収益的支出、28 ページ、29 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 30 ページ、31 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 続きまして、次に収益的収入について、見開き 22 ページ、23 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、資本的支出について、見開き 34、35 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、資本的収入について、見開き 32、33 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、総括について、21 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算説明書の予算実施計画、収益的収入及び支出について、5 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算実施計画、資本的収入及び支出について、6 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予定キャッシュフロー計算書について、7 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、給与費明細書について、8 ページから 12 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、令和7年度予定貸借対照表について、見開き 14 ページ、15 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、令和7年度予定損益計算書について、16 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、令和8年度予定貸借対照表について、見開き 18 ページ、19 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、注記事項について、20 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算書の条文について、1 ページから3 ページまで。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 予算書、予算説明書及び予算明細書全体について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号 令和8年度壮警町簡易水道事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 令和8年度壮警町集落排水事業会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、予算明細書の収益的支出について、見開きページごとに受けます。見開き26、27ページから。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、28ページ、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 30ページ、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 収益的支出、32ページ、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、収益的収入について、見開き24ページ、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、資本的支出について、見開き36ページ、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、資本的収入について、見開き34ページ、35ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、総括について、23 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算説明書の予算実施計画、収益的収入及び支出について、5 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算実施計画、資本的収入及び支出について、6 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予定キャッシュフロー計算書について、7 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、給与費明細書について、8 ページから 12 ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、債務負担行為に関する調書について、13 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、令和7年度予定貸借対照表について、見開き 14 ページ、15 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、令和7年度予定損益計算書について、16 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、令和8年度予定貸借対照表について、見開き 18 ページ、19 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、注記事項について、見開き 20 ページ、21 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 次に、予算書の条文について、1 ページから 3 ページまで。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 予算書、予算説明書及び予算明細書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 18 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○湯浅委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号 令和 8 年度壮瞥町集落排水事業会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○湯浅委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 5 3 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員